

試験方法名称「5,210MHz又は5,290MHzの周波数及び5,530MHz又は5,610MHzの周波数の電波を同時に使用する小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備の特性試験方法」

略称 5GHz帯小電力データ通信システムの特性試験方法

「証明規則第2条第1項第19号の3の3に掲げる無線設備（設備規則第49条の20第5号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備）」

一 一般事項（共通）

1 試験場所の環境

室内の温湿度は、JIS Z 8703による常温5～35℃の範囲、常湿45～85%（相対湿度）の範囲内とする。

2 電源電圧

(1) 技術基準適合証明における特性試験の場合

電源は、定格電圧を供給する。

(2) 認証における特性試験の場合

電源は、定格電圧及び定格電圧±10%を供給する。ただし次の場合を除く。

ア 外部電源から受験機器への入力電圧が±10%変動したときにおける受験機器の無線部（電源は除く。）の回路への入力電圧の変動が±1%以下であることが確認できた場合。この場合は定格電圧のみで試験を行う。

イ 電源電圧の変動幅が±10%以内の特定の変動幅内でしか受験機器が動作しない設計となっており、その旨及び当該特定の変動幅の上限値と下限値が工事設計書に記載されている場合。この場合は定格電圧及び当該特定の変動幅の上限値及び下限値で試験を行う。

3 試験周波数と試験項目

(1) 160MHzシステムであって2つの周波数セグメントを同時に使用する場合には、5,210MHz及び5,530MHz、5,210MHz及び5,610MHz、5,290MHz及び5,530MHz又は5,290MHz及び5,610MHzで試験を実施する。

(2) キャリアセンス機能②（動的周波数選択（DFS））の試験周波数は、5,290MHzのみについて試験を実施する。なお、複数空中線を有する無線設備の場合は、任意に選択した一の空中線で試験を行う。

160MHzシステム：

2つの周波数セグメントを使用するシステム：

(5,290MHzの周波数の電波を使用する無線設備（注1））

注1：5,290MHzの周波数の電波と同時に使用する5,530MHz又は5,610MHz（5.6GHz帯）の周波数の電波については、キャリアセンス機能③の試験条件を適用する。

(3) キャリアセンス機能③（動的周波数選択（DFS））の試験周波数は、5,530MHz又5,610MHzについて試験を実施する。

なお、複数空中線を有する無線設備の場合は、任意に選択した一の空中線で試験を行う。

160MHzシステム：

2つの周波数セグメントを使用するシステム：

(5,530MHz又は5,610MHzの周波数の電波を使用する無線設備(注2))

注2：5,530MHz又は5,610MHzの周波数の電波と同時に使用する5,290MHz(5.3GHz帯)の周波数の電波については、キャリアセンス機能②の試験条件を適用する。

(4) 周波数帯として、本文において以下の通り略称を用いる。

ア 5.2GHz帯、5.3GHz帯：

80MHzシステム

5.2GHz帯 5,210MHzの周波数の電波を使用するもの。

5.3GHz帯 5,290MHzの周波数の電波を使用するもの。

イ 5.6GHz帯：

80MHzシステム

5,530MHz又は5,610MHzの周波数の電波を使用するもの。

ウ 5.2GHz帯、5.3GHz帯及び5.6GHz帯：

160MHzシステム(2つの周波数セグメントを使用するシステム)

5,210MHz又は5,290MHzの周波数及び5,530MHz又は5,610MHzの周波数の電波を同時に使用するもの。

4 システム

複数のシステムを有する場合は、それぞれのシステム毎に実施する。

5 拡散符号

受験機器が拡散符号の切替機能を有する場合は、符号系列、符号長、符号速度の組み合わせが異なる毎に適当な1つの拡散符号について行う。

6 予熱時間

工事設計書に予熱時間が必要である旨が明記されている場合は、記載された予熱時間経過後、測定する。その他の場合は予熱時間はとらない。

7 測定器の精度と校正等

(1) 測定器は校正されたものを使用する必要がある。

(2) 測定用スペクトル分析器は掃引方式デジタルストレージ型とする。ただし、FFT方式を用いるものであっても、検波モード、分解能帯域幅(ガウスフィルタ(注3))、ビデオ帯域幅等各試験項目の「スペクトル分析器の設定」と同等な設定ができるものは使用しても良い。

(3) FFT方式を用いるスペクトル分析器は、下記の条件を満たす必要がある。

ア 解析帯域幅を超える掃引周波数幅を必要とする測定項目については、分割して掃引が可能であること。この場合、分割掃引は外部コンピュータ等を用いても良い。

イ バースト波を測定する場合は、解析対象のバースト周期以上の波形全体を安定的に取り込むことが可能であること。

ウ スプリアス発射又は不要発射の強度の測定項目において、60dB以上のダイナミックレンジが確保できること。

注3：窓関数は、ガウス窓、カイザー窓($\alpha = 11$ 程度)及びブラックマン・ハリス(4B)窓のいずれかとする。ただし、他の形状の窓関数を用いる場合は、ガウス窓と同程度の形状を有し、窓関数のメインローブに対してサイドローブは70dB以上減衰するものであり、かつ、シェープファクタ(60dB減衰帯域幅と3dB減衰帯域幅との比)は5以下とする。また、用いる窓関数の等価雑音帯域幅により測定値の補正が可能であること。

8 その他

- (1) 各試験項目において複数の空中線（端子）を有する場合と記載している部分は、送信空中線と受信空中線が共通でない場合及び受信ダイバーシティ専用の空中線を有する場合において、「副次的に発する電波等の限度」及び「キャリアセンス機能」の試験項目にあつては複数の受信空中線を有する場合であつて、それ以外の項目にあつては複数の送信空中線を有する場合である。
- (2) 複数の空中線を有する無線設備であつて、キャリアセンス機能が無い送信のみの空中線を有し、送信空中線とキャリアセンスを行う空中線の距離等を意図的に離すことによって、送信空中線の位置とキャリアセンスを行う空中線の位置での電界強度等が異なる場合は、その差分を減じた値をキャリアセンスレベルとする。
- (3) 複数の空中線を使用する空間多重方式（MIMO）及び空間分割多重方式（アダプティブアレーアンテナ）等を用いるものにあつては、技術基準の許容値が電力の絶対値で定められるものについて、各空中線端子で測定した値を加算して総和を求める。

二 一般事項（アンテナ端子付）

1 本試験方法の適用対象

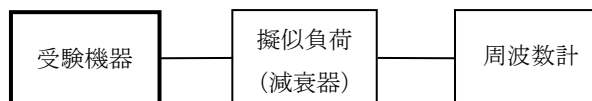
- (1) 本試験方法はアンテナ端子（試験用端子を含む）のある設備に適用する。アンテナ一体型の設備の試験方法は、別に定める。
- (2) 本試験方法は内蔵又は付加装置により次の機能が実現できる機器に適用する。
 - ア 通信の相手方がない状態で電波を送信する機能
 - イ 連続送信状態、又は一定周期かつ同一バースト長の継続的バースト状態で送信する機能
 - ウ 試験しようとする周波数を設定して送信する機能
 - エ 試験用の変調設定できる機能及び変調停止できる機能を有することが望ましい。
 - オ 標準符号化試験信号（ITU-T勧告O. 150による9段PN符号または15段PN符号）による変調
(注 上記機能が実現できない機器の試験方法については別途検討する。)

2 その他

- (1) 受験機器の擬似負荷は、特性インピーダンスを50Ωとする。
- (2) 本試験方法は標準的な方法を定めたものであるが、これに代わる他の試験方法について技術的に妥当であると証明された場合は、その方法で試験しても良い。

三 周波数の偏差

1 測定系統図



2 測定器の条件等

- (1) 周波数計としては、カウンタまたはスペクトル分析器（局発がシンセサイザ方式のもの）を使用する。
- (2) 周波数計の測定確度は、規定の許容偏差の1/10以下の確度とする。
- (3) 被測定波の振幅変動による影響を避けるため、減衰器の減衰量は周波数計へ十分な入力レベルを与える値とする。

- (4) バースト波を測定する場合は、カウンタのパルス計測機能を使用して、ゲート開放時間をなるべくバースト区間の全体が測れる値にする。

3 受験機器の状態

- (1) 試験周波数に設定して、送信する。
- (2) 変調を停止（拡散を停止）し、原則として「無変調波の連続送出」とする。これができない場合、「無変調波の継続的バースト送出」、又は、スペクトル分析器で周波数が測定できるような特徴的な周波数スペクトルを生じさせるような変調状態とする。

4 測定操作手順

- (1) 無変調波（連続又は継続的バースト）の場合は、周波数計で直接測定する。
- (2) バースト波の場合は、十分な精度が得られる時間について測定し、その平均値を求め測定値とする。
- (3) 特徴的な周波数スペクトルを生じさせるような試験モードの場合は、スペクトル分析器によりそのスペクトルの周波数を測定する。
- (4) 上記において、原理的に直接試験周波数に相当する周波数を測定していない場合は、必要な計算により結果を求める。
- (5) 2つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、各周波数セグメント毎に送信を行い、各々の周波数セグメントについて測定する。
- (6) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5 結果の表示

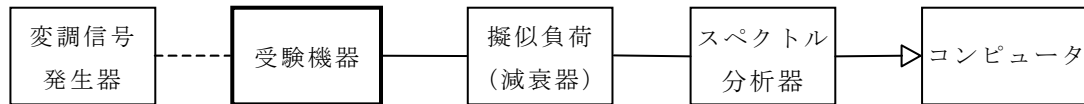
- (1) 結果は、測定値を MHz または GHz 単位で表示するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差を百万分率（ 10^{-6} ）の単位で（+）または（-）の符号を付けて表示する。
- (2) 2つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、割当周波数に対する各周波数セグメント毎の測定値の偏差を表示する。
- (3) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子での測定値の内、最も偏差の大きなものを表示する他、参考としてそれぞれの空中線端子の測定値も表示する。

6 その他の条件

- (1) 変調波で試験する場合で、スペクトル分析器による周波数測定が行えるような特徴的なスペクトラムがなく、特徴的なディップが観測される場合、信号発生器（シンセサイザ方式とする）を用いた方法で周波数を測定しても良い。すなわち、信号発生器の信号を被試験信号と同時に（又は切り替えて）スペクトル分析器で観測し、信号発生器の周波数を画面上のディップの位置に合わせ、その時の信号発生器の周波数を測定値とする。
- (2) 変調を停止することが困難な場合には波形解析器を用いても良い。ただし、波形解析器を周波数計として使用する場合には、測定確度が十分であること。
- (3) 複数の空中線端子を有する場合であっても、空中線選択方式のダイバーシティ等の切り替え回路のみで、周波数が変動する要因がない空中線の組合せであって同一の送信出力回路に接続される場合は、選択接続される空中線端子の測定でよい。
- (4) 複数の空中線端子を有する場合であっても、共通の基準発振器に位相同期しているか、共通のクロック信号等を用いており、複数の空中線端子の周波数の偏差が同じになることが証明される場合は、一の代表的な空中線端子の測定結果を測定値としてもよい。

四 占有周波数帯幅

1 測定系統図



2 測定器の条件等

(1) スペクトル分析器は以下のように設定する。

中心周波数	試験周波数
掃引周波数幅	許容値の約 2 ~ 3.5 倍
分解能帯域幅	許容値の約 3% 以下
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Y 軸スケール	10 dB/Div
入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器雑音レベルより十分高いこと
掃引時間	測定精度が保証される最小時間 (バースト波の場合、1 サンプル当たり 1 バーストが入ること)
データ点数	400 点以上
掃引モード	連続掃引
平均化処理回数	10 回以上
検波モード	サンプル ただし、バースト波の場合はポジティブピーク

(2) スペクトル分析器の測定値は、外部または内部のコンピュータで処理する。

3 受験機器の状態

- (1) 試験周波数に設定し、標準符号化試験信号で変調する。
- (2) バースト波の場合は、副搬送波の数が少ない状態（ショートプリアンプル）の時間の割合が最小となるような変調をかける。
- (3) 2つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、各周波数セグメント毎に送信を行う。

4 測定操作手順

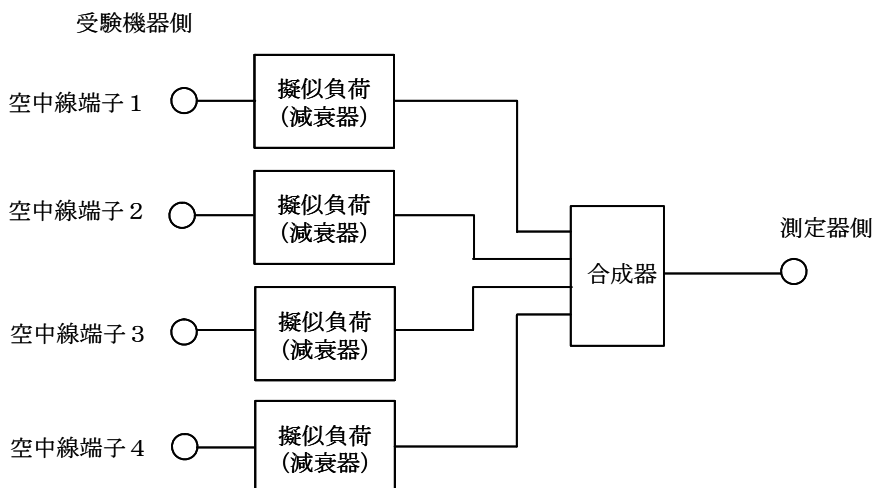
- (1) スペクトル分析器の設定を 2 (1) とする。
- (2) 表示に変化が認められなくなるまで掃引を繰り返した後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
- (3) 全データについて、dB 値を電力次元の真数に変換する。
- (4) 全データの電力総和を求め、「全電力」として記憶する。
- (5) 最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の 0.5% になる限界データ点を求める。その限界点を周波数に変換して、「下限周波数」として記憶する。
- (6) 最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の 0.5% になる限界データ点を求める。その限界点を周波数に変換して、「上限周波数」として記憶する。
- (7) 2つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、各周波数セグメント毎に送信を行い、各々の周波数セグメントについて占有周波数帯幅を測定する。
- (8) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5 結果の表示

- (1) 占有周波数帯幅は、「上限周波数」－「下限周波数」として求め、MHz の単位で表示する。
- (2) 2つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、各周波数セグメント毎の測定値を表示する。
- (3) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子での測定値の内、最も大きなものを表示する他、参考としてそれぞれの空中線端子の測定値も表示する。

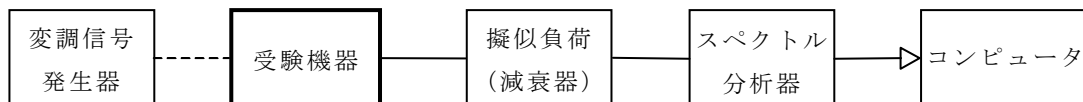
6 その他の条件

- (1) 2 (1) においてバースト波の場合は、表示モードをマックスホールドとして波形が変動しなくなるまで連続掃引する。
- (2) 複数の空中線端子を有する場合であっても、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を発射しない場合は、同時に電波を発射する空中線端子のみの測定でよい。ただし、空中線の選択回路に非線形素子を有する場合は省略しない。
- (3) 複数の空中線端子を有する場合であって、空中線端子ごとの測定値が許容値から 100 kHz を減じた値を超える場合は、それぞれの空中線端子を合成器において接続して測定し、それぞれの空中線ごとの測定値に加えて表示すること。以下に空中線端子が 4 の場合の接続を示す。この場合において、空中線電力の総和が最大となる状態に設定すること。



五 スプリアス発射又は不要発射の強度

1 測定系統図



注1 コンピュータは、振幅の平均値を求める場合に使用する。

2 測定器の条件等

- (1) 不要発射探索時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

掃引周波数幅	(注2)
分解能帯域幅	1 MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Y軸スケール	10 dB/Div

入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（注3）
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

注2：不要発射の探索は、30 MHz から 26 GHz までとする。ただし、以下の周波数を除く。

占有周波数帯幅 18 MHz 以下のもの

- 5. 2 GHz 帯：5, 140 MHz から 5, 360 MHz
- 5. 3 GHz 帯：5, 140 MHz から 5, 360 MHz
- 5. 6 GHz 帯：5, 460 MHz から 5, 740 MHz

占有周波数帯幅 18 MHz 超え 19 MHz 以下のもの

- 5. 2 GHz 帯：5, 135 MHz から 5, 365 MHz
- 5. 3 GHz 帯：5, 135 MHz から 5, 365 MHz
- 5. 6 GHz 帯：5, 455 MHz から 5, 745 MHz

占有周波数帯幅 19 MHz 超え 38 MHz 以下

- 5. 2 GHz 帯：5, 100 MHz から 5, 400 MHz
- 5. 3 GHz 帯：5, 100 MHz から 5, 400 MHz
- 5. 6 GHz 帯：5, 420 MHz から 5, 760 MHz

占有周波数帯幅 38 MHz 超え 78 MHz 以下

- 5. 2 GHz 帯：5, 020 MHz から 5, 480 MHz
- 5. 3 GHz 帯：5, 020 MHz から 5, 480 MHz
- 5. 6 GHz 帯：5, 340 MHz から 5, 800 MHz

占有周波数帯幅 78 MHz 超え

- 5. 2 GHz 帯、5. 3 GHz 帯：4, 916 MHz から 5, 584 MHz
- 5. 6 GHz 帯：5, 420 MHz から 5, 760 MHz

注3：バースト波の場合、掃引時間短縮のため「(掃引周波数幅 (MHz) ÷ 分解能帯域幅 (MHz)) × バースト周期 (s)」で求まる時間以上であれば掃引時間として設定しても良い。ただし、検出された信号レベルが最大 3 dB 小さく観測される可能性があるので注意を要する。

(2) 不要発射振幅測定時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

中心周波数	不要発射周波数（探索された周波数）
掃引周波数幅	0 Hz
分解能帯域幅	1 MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Y 軸スケール	10 dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引時間	測定精度が保証される最小時間 ただし、バースト波の場合、1 バーストの継続時間以上
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

3 受験機器の状態

- (1) 試験周波数に設定し、連続送信状態又は継続的（一定周期、一定バースト長）バースト送信状態とする。
- (2) 拡散符号を用いるものは、試験拡散符号に設定し、標準符号化試験信号で変調する。
- (3) 2つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、同時に2つの周波数セグメントの送信を行う。
- (4) 複数の空中線端子を有する場合であって、空中線電力を制御する機能を有する場合は、それぞれの空中線端子ごとに電力制御を最大出力となるように設定する。

4 測定操作手順

- (1) スペクトル分析器の設定を2(1)として、掃引し不要発射を探索する。探索した不要発射の振幅値が許容値(2(1)注3の場合は許容値-3dB)を満足する場合は、2(2)の測定は行わず、求めた振幅値を測定値とする。
- (2) 探索した不要発射振幅値が、許容値(注3の場合は、許容値-3dB)を超えた場合、スペクトル分析器の周波数の精度を高めるため、掃引周波数幅を100MHz、10MHzと順次狭くして、その不要発射の周波数を正確に求める。スペクトル分析器の設定を2(2)とし、不要発射の振幅の平均値(それらがバースト波の場合は、それぞれのバースト内の平均値とする。)を求めて測定値とする。
- (3) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5 結果の表示

- (1) 上で求めた不要発射電力を許容値の周波数区分毎に最大の1波を $\mu\text{W}/\text{MHz}$ 単位で周波数とともに表示する。
- (2) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値において各周波数ごとにおける総和を $\mu\text{W}/\text{MHz}$ 単位で周波数とともに表示する他、参考としてそれぞれの空中線端子ごとに最大の1波を $\mu\text{W}/\text{MHz}$ 単位で周波数とともに表示する。

6 その他の条件

- (1) 2(2)において、スペクトル分析器の検波モードは「サンプル」の代わりに「RMS」を用いても良い。
- (2) (1)において、不要発射のバースト時間率(注4)を不要発射周波数毎に求めた場合は、2(2)において掃引周波数幅を10MHz程度としても良い。
注4：バースト時間率 = (電波を発射している時間 / バースト周期)
- (3) 5(2)において、各周波数ごとにおける総和を表示することとしているが、それぞれの空中線端子の測定値が、許容値を空中線本数(注5)で除した値を超える周波数において1MHz帯域内の値の総和を求める。なお、全ての空中線端子において許容値を空中線本数で除した値を下回る場合は、それぞれの測定帯域において最大の測定値となる空中線端子の測定値に空中線本数を乗じた値を表示しても良い。
注5：空中線本数は、同時に電波を発射する空中線の本数(ストリーム数等)であって、空中線選択方式のダイバーシティ等で切り替える空中線の本数を含まない。
- (4) 複数の空中線端子を有する場合であっても、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を発射しない場合は、同時に電波を発射する空中線端子のみの測定でよい。ただし、空中線の選択回路に非線形素子を有する場合又は、空中線端子によって測定値が異なることが懸念される場合は省略してはならない。
- (5) スペクトル分析器の分解能帯域幅を1MHzに設定して、搬送波振幅に対する不要発射振幅の電力比を測定し、その電力比に別途測定した空中線電力の測定値を乗じて不要発射の強度の測定値を求める方法もある。

六 空中線電力の偏差

1 測定系統図



注1 減衰器の出力に直接高周波電力計を接続するのは、総電力を測定する場合である。

2 測定器の条件等

(1) スペクトル分析器の、分解能帯域幅 1 MHz における等価雑音帯域幅を測定し、分解能帯域幅を 1 MHz 等価帯域幅に補正する補正值を求める。

ただし、拡散帯域幅が 1 MHz 以下の場合は、測定した等価雑音帯域幅を用いて補正を行う必要はない。

(2) 減衰器の減衰量は、スペクトル分析器に最適動作入力レベルを与えるものとする。

(3) 空中線電力の最大値を与える周波数探索時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	試験周波数
掃引周波数幅	占有周波数帯幅の 2 倍程度
分解能帯域幅	1 MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の 3 倍程度
Y 軸スケール	1 0 dB/Div
掃引時間	測定精度が保証される最小時間 (バースト波の場合、1 サンプル当たり 1 バーストが入ること)
トリガ条件	フリーラン
データ点数	4 0 0 点以上
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

(4) 空中線電力を測定する場合のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。この場合、高周波電力計をスペクトル分析器の I F 出力に接続した状態で、高周波電力計の指示を受験機器の出力点に対して較正しておく。

中心周波数	最大電力を与える周波数 (探索された周波数)
掃引周波数幅	0 Hz
分解能帯域幅	1 MHz
掃引モード	連続掃引

3 受験機器の状態

(1) 試験周波数に設定し、連続送信状態又は継続的 (一定周期、一定バースト長) バースト送信状態とする。

(2) 拡散符号を用いるものは、試験拡散符号に設定し、標準符号化試験信号で変調する。

(3) 直交周波数分割多重方式の場合は、バースト送信状態とし、副搬送波の数が最も少ない状態 (ショートプリアンプル) の時間の割合が最大となるような変調をかける。ただし、これは、実運用状態で連続的に生じうる範囲で行うこととする。もし、この

ような変調がかけられない場合は、一定周期、一定バースト長のバースト送信状態、または連続送信状態で行っても良い。

- (4) 2つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、同時に2つの周波数セグメントの送信を行う。
- (5) 複数の空中線端子を有する場合であって、空中線電力を制御する機能を有する場合は、それぞれの空中線端子ごとに電力制御を最大出力となるように設定する。

4 測定操作手順

I 直交周波数分割多重方式又は直接拡散を使用するスペクトル拡散方式の場合

- (1) スペクトル分析器を2(3)のように設定する。
- (2) 表示に変化が認められなくなるまで掃引を繰返した後、1MHz当たりの電力が最大値を与える周波数を測定する。
- (3) 2つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、各々の周波数セグメントについて、1MHz当たりの電力が最大値を与える周波数を測定する。
- (4) スペクトル分析器を2(4)のように設定する。
- (5) 高周波電力計をスペクトル分析器のIF出力に接続する。
- (6) 空中線電力は、次のとおりとする。
 - ①連続波の場合 高周波電力計の指示を2(1)により補正した値
 - ②バースト波の場合 連続波の場合と同様に補正した値と送信時間率から、バースト内の平均電力を計算した値

$$\text{バースト内平均電力} = \frac{\text{電力計の指示を2(1)により補正した値}}{\text{送信時間率}}$$

$$\text{ただし 送信時間率} = \frac{\text{バースト送信時間}}{\text{バースト繰り返し周期}}$$

- (7) 直交周波数分割多重方式の場合で、副搬送波の変調方式が複数ある場合は、それぞれの場合の空中線電力を測定し、最も大きい値を測定値とする。
- (8) 2つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、各々の周波数セグメントについて、空中線電力を測定する。
- (9) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

II その他の方式の場合

- (1) 高周波電力計を減衰器の出力に接続し、総電力(mW)を測定する。
- (2) 空中線電力は次のとおりとする。
 - ①連続波の場合 (1)の値
 - ②バースト波の場合 (1)の値と送信時間率から、バースト内の平均電力を計算した値

$$\text{バースト内平均電力} = \frac{\text{電力計の指示値}}{\text{送信時間率}}$$

- (3) 上記Iの方法で1MHz帯域幅当りの電力(mW/MHz)を測定する。
- (4) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5 結果の表示

(1) 結果は、空中線電力の絶対値を、直交周波数分割多重方式又は直接拡散を使用するスペクトル拡散方式の場合は mW/MHz 単位で、その他の方式の場合は mW 単位で表示するとともに、定格（工事設計書に記載される）空中線電力に対する偏差を%単位で（+）または（-）の符号を付けて表示する。また、等価等方輻射電力を空中線の絶対利得（給電線の損失を含む）を用いて計算し、mW/MHz 単位で表示する。なお、空中線の絶対利得は工事設計書記載の値を用いる。（注2）

(2) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子での測定値を真数で加算して表示する他、参考としてそれぞれの空中線端子の測定値も表示する。

注2：2つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、各々の周波数セグメントの空中線電力測定値を表示する。

6 その他の条件

(1) 複数の空中線端子を有する場合であっても、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を発射しない場合は、同時に電波を発射する空中線端子のみの測定でよい。ただし、空中線端子によって測定値が異なることが懸念される場合は省略してはならない。

(2) 被測定信号に情報伝送しない区間があり、この区間のレベルが情報伝送する区間のレベルより低い場合はバースト波と見なし、情報伝送しない区間は測定の対象としない。

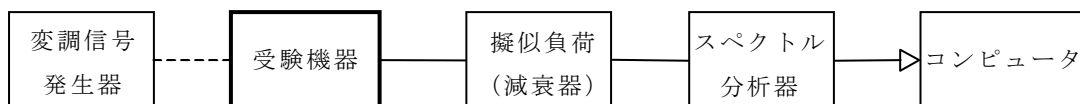
(3) 4 I において、スペクトル分析器の検波モードを「RMS」として測定する場合には高周波電力計に代えても良い。

(4) (3) において、スペクトル分析器の検波モードを「RMS」とする場合は、ビデオ帯域幅を分解能帯域幅と同程度に設定するか、または、ビデオ帯域幅の設定をOFFとして、空中線電力の最大値を与える周波数探索を行っても良い。

(5) スペクトル分析器の検波モードが、電力の真値（RMS）を表示するものであれば、スペクトル分析器表示値（バースト波の場合はバースト内平均電力に換算すること。）を測定値としても良い。ただし、分解能帯域幅 1 MHz における等価雑音帯域幅の補正が可能であること。なお、測定値に疑義がある場合は2 (4) の方法を用いて確認を行うこと。

七 隣接チャネル漏洩電力及び帯域外漏洩電力

1 測定系統図



2 測定器の条件等

(1) 隣接チャネル漏洩電力測定時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

中心周波数	測定操作手順に示す周波数
掃引周波数幅	(注1) に示す周波数幅
分解能帯域幅	300 kHz
ビデオ帯域幅	300 kHz
Y軸スケール	10 dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値

データ点数	400点以上
掃引モード	連続掃引
検波モード	サンプル ただし、バースト波の場合はポジティブピーク
振幅平均処理回数	スペクトラムの変動が無くなる程度の回数

注1 (5.2 GHz帯) (5.3 GHz帯)

占有周波数帯幅 1.8 MHz 以下	: 1.8 MHz 幅
占有周波数帯幅 1.8 MHz 超え 1.9 MHz 以下	: 1.9 MHz 幅
占有周波数帯幅 1.9 MHz 超え 3.8 MHz 以下	: 3.8 MHz 幅
占有周波数帯幅 3.8 MHz 超え 7.8 MHz 以下	: 7.8 MHz 幅

(5.6 GHz帯)

直交周波数分割多重方式以外の場合	: 1.8 MHz 幅
直交周波数分割多重方式の場合	
占有周波数帯幅 1.9.7 MHz 以下	: 1.9 MHz 幅
占有周波数帯幅 1.9.7 MHz 超え 3.8 MHz 以下	: 3.8 MHz 幅
占有周波数帯幅 3.8 MHz 超え 7.8 MHz 以下	: 7.8 MHz 幅

(2) 帯域外漏洩電力探索時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

掃引周波数幅	(注2) に示す周波数幅
分解能帯域幅	1 MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Y軸スケール	10 dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引時間	測定精度が保証される最小時間 (バースト波の場合、1サンプル当たり1バーストが入ること)
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

注2：掃引周波数範囲は、無線設備ごとに以下の通りとする。

① 5, 1.80 MHz、5, 2.00 MHz、5, 2.20 MHz、5, 2.40 MHz の電波を使用する場合 (5.2 GHz帯)

占有周波数帯幅 1.8 MHz 以下の場合

- 5, 1.40 MHz～5, 1.42 MHz、
- 5, 1.42 MHz～5, 1.50 MHz、
- 5, 2.50 MHz～5, 2.51 MHz、
- 5, 2.51 MHz～5, 2.60 MHz、
- 5, 2.60 MHz～5, 2.66.7 MHz、
- 5, 2.66.7 MHz～5, 3.60 MHz

占有周波数帯幅 1.8 MHz 超え 1.9 MHz 以下の場合

- 5, 1.35 MHz～5, 1.42 MHz、
- 5, 1.42 MHz～5, 1.50 MHz、
- 5, 2.50 MHz～5, 2.51 MHz、
- 5, 2.51 MHz～5, 2.60 MHz、

5, 260 MHz ~ 5, 266.7 MHz、
5, 266.7 MHz ~ 5, 365 MHz

② 5, 190 MHz、5, 230 MHz の電波を使用する場合 (5. 2 GHz 帯)

5, 100 MHz ~ 5, 141.6 MHz、
5, 141.6 MHz ~ 5, 150 MHz、
5, 250 MHz ~ 5, 251 MHz、
5, 251 MHz ~ 5, 270 MHz、
5, 270 MHz ~ 5, 278.4 MHz、
5, 278.4 MHz ~ 5, 400 MHz

③ 5, 210 MHz の電波を使用する場合 (5. 2 GHz 帯)

5, 020 MHz ~ 5, 123.2 MHz、
5, 123.2 MHz ~ 5, 150 MHz、
5, 250 MHz ~ 5, 251 MHz、
5, 251 MHz ~ 5, 290 MHz、
5, 290 MHz ~ 5, 296.7 MHz、
5, 296.7 MHz ~ 5, 480 MHz

④ 5, 250 MHz の電波を使用する場合 (5. 2 GHz 帯)

4, 916 MHz ~ 5, 099.6 MHz、
5, 099.6 MHz ~ 5, 150 MHz、
5, 350 MHz ~ 5, 400.4 MHz、
5, 400.4 MHz ~ 5, 584 MHz

⑤ 5, 260 MHz、5, 280 MHz、5, 300 MHz、5, 320 MHz の電波を使用する場合 (5. 3 GHz 帯)

占有周波数帯幅 18 MHz 以下の場合

5, 140 MHz ~ 5, 233.3 MHz、
5, 233.3 MHz ~ 5, 240 MHz、
5, 240 MHz ~ 5, 249 MHz、
5, 249 MHz ~ 5, 250 MHz、
5, 350 MHz ~ 5, 360 MHz

占有周波数帯幅 18 MHz 超え 19 MHz 以下の場合

5, 135 MHz ~ 5, 233.3 MHz、
5, 233.3 MHz ~ 5, 240 MHz、
5, 240 MHz ~ 5, 249 MHz、
5, 249 MHz ~ 5, 250 MHz、
5, 350 MHz ~ 5, 365 MHz

⑥ 5, 270 MHz、5, 310 MHz の電波を使用する場合 (5. 3 GHz 帯)

5, 100 MHz ~ 5, 210 MHz、
5, 210 MHz ~ 5, 221.6 MHz、
5, 221.6 MHz ~ 5, 230 MHz、

5, 230 MHz～5, 249 MHz、
5, 249 MHz～5, 250 MHz、
5, 350 MHz～5, 358.4 MHz、
5, 358.4 MHz～5, 400 MHz

⑦ 5, 290 MHz の電波を使用する場合 (5.3 GHz 帯)

5, 020 MHz～5, 203.3 MHz、
5, 203.3 MHz～5, 210 MHz、
5, 210 MHz～5, 249 MHz、
5, 249 MHz～5, 250 MHz、
5, 350 MHz～5, 376.8 MHz、
5, 376.8 MHz～5, 480 MHz

⑧ 5, 500 MHz、5, 520 MHz、5, 540 MHz、5, 560 MHz、5, 580 MHz、5, 600 MHz、5, 620 MHz、5, 630 MHz、5, 640 MHz、5, 660 MHz、5, 670 MHz、5, 680 MHz、5, 700 MHz の周波数の電波を使用する場合 (5.6 GHz 帯)

直交周波数分割多重方式以外の場合

5, 460 MHz～5, 470 MHz
5, 725 MHz～5, 740 MHz

直交周波数分割多重方式の場合

5, 455 MHz～5, 460 MHz
5, 460 MHz～5, 470 MHz
5, 725 MHz～5, 740 MHz
5, 740 MHz～5, 745 MHz

⑨ 5, 510 MHz、5, 550 MHz、5, 590 MHz、5, 630 MHz、5, 670 MHz の周波数の電波を使用する場合 (5.6 GHz 帯)

5, 420 MHz～5, 460 MHz
5, 460 MHz～5, 470 MHz
5, 725 MHz～5, 760 MHz

⑩ 5, 530 MHz、5, 610 MHz の周波数の電波を使用する場合 (5.6 GHz 帯)

5, 340 MHz～5, 460 MHz
5, 460 MHz～5, 469.5 MHz
5, 469.5 MHz～5, 470 MHz
5, 725 MHz～5, 860 MHz

⑪ 5, 570 MHz の周波数の電波を使用する場合 (5.6 GHz 帯)

5, 236 MHz～5, 419.6 MHz
5, 419.6 MHz～5, 470 MHz
5, 725 MHz～5, 904 MHz

- ⑫ 5, 210 MHz 及び 5, 530 MHz 又は 5, 610 MHz の周波数の電波を同時に使用する場合 (5. 2 GHz 帯) 及び (5. 6 GHz 帯)

5, 020 MHz ~ 5, 134. 8 MHz
5, 134. 8 MHz ~ 5, 150 MHz
5, 250 MHz ~ 5, 251 MHz
5, 251 MHz ~ 5, 285. 2 MHz
5, 285. 2 MHz ~ 5, 370 MHz
5, 370 MHz ~ 5, 454. 8 MHz
5, 454. 8 MHz ~ 5, 470 MHz
5, 725 MHz ~ 5, 800 MHz

- ⑬ 5, 290 MHz 及び 5, 530 MHz 又は 5, 610 MHz の周波数の電波を同時に使用する場合 (5. 3 GHz 帯) 及び (5. 6 GHz 帯)

5, 020 MHz ~ 5, 214. 8 MHz
5, 214. 8 MHz ~ 5, 249 MHz
5, 249 MHz ~ 5, 250 MHz
5, 350 MHz ~ 5, 365. 2 MHz
5, 365. 2 MHz ~ 5, 410 MHz
5, 410 MHz ~ 5, 454. 8 MHz
5, 454. 8 MHz ~ 5, 470 MHz
5, 725 MHz ~ 5, 800 MHz

- (3) 帯域外漏洩電力測定時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

中心周波数	帯域外漏洩電力の周波数 (探索された周波数)
掃引周波数幅	0 Hz
分解能帯域幅	1 MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間 ただし、バースト波の場合、1 バーストの継続時間以上
掃引モード	連続掃引
検波モード	サンプル
Y 軸スケール	1 0 dB/Div

3 受験機器の状態

- (1) 試験周波数に設定し、標準符号化試験信号で変調する。
- (2) 連続送信状態又は継続的 (一定周期、一定バースト長) バースト送信状態とする。
- (3) バースト波の場合は、副搬送波の数が少ない状態 (ショートプリアンプル) の時間の割合が最小となるような変調をかける。
- (4) 複数の空中線端子を有する場合であって、空中線電力を制御する機能を有する場合は、それぞれの空中線端子ごとに電力制御を最大出力となるように設定する。

4 測定操作手順

I 隣接チャネル漏洩電力の測定

- (1) スペクトル分析器を 2 (1) のように設定する。
- (2) 搬送波電力 (P_c) の測定
ア 搬送波周波数を中心周波数にして掃引する。

- イ 全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
- ウ 全データについて、dB 値を電力次元の真数に変換する。
- エ 全データの電力総和を求め、これを P_C とする。

(3) 上側隣接チャンネル漏洩電力 (P_U) の測定

- ア 搬送波周波数 + 20 MHz 又は + 40 MHz (注3) を中心周波数にして掃引する。
- イ 全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
- ウ 全データについて、dB 値を電力次元の真数に変換する。
- エ 全データの電力総和を求め、これを P_U とする。
- オ 搬送波周波数 + 40 MHz 又は + 80 MHz (注3) を中心周波数にして掃引し、終了後、イからエの手順を繰り返す。

(4) 下側隣接チャンネル漏洩電力 (P_L) の測定

- ア 搬送波周波数 - 20 MHz 又は - 40 MHz (注3) を中心周波数にして掃引する。
- イ 全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
- ウ 全データについて、dB 値を電力次元の真数に変換する。
- エ 全データの電力総和を求め、これを P_L とする。
- オ 搬送波周波数 - 40 MHz 又は - 80 MHz (注3) を中心周波数にして掃引し、終了後、イからエの手順を繰り返す。

注3 (5.2 GHz 帯) (5.3 GHz 帯)

占有周波数帯幅 1.8 MHz 以下	: ± 20 MHz、± 40 MHz
占有周波数帯幅 1.8 MHz 超え 1.9 MHz 以下	: ± 20 MHz、± 40 MHz
占有周波数帯幅 1.9 MHz 超え 3.8 MHz 以下	: ± 40 MHz、± 80 MHz
占有周波数帯幅 3.8 MHz 超え 7.8 MHz 以下	: ± 80 MHz

(5.6 GHz 帯)

直交周波数分割多重方式以外の場合	: ± 20 MHz、± 40 MHz
直交周波数分割多重方式の場合	
占有周波数帯幅 1.9.7 MHz 以下	: ± 20 MHz、± 40 MHz
占有周波数帯幅 1.9.7 MHz 超え 3.8 MHz 以下	: ± 40 MHz、± 80 MHz
占有周波数帯幅 3.8 MHz 超え 7.8 MHz 以下	: ± 80 MHz

- (5) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する他、空中線端子を結合器で結合させて測定する。

II 帯域外漏洩電力の測定

- (1) スペクトル分析器を 2 (2) のように設定する。
- (2) 2 (2) の各掃引周波数幅について掃引し、それぞれの帯域での電力の最大値を求める。

探索した値が許容値を満足する場合は、2 (3) の測定は行わず、求めた値を等価等方輻射電力に換算し測定値とする。

- (3) 探索した値が許容値を超えた場合、最大値が得られた周波数でスペクトル分析器を 2 (3) のように設定し平均値を求め等価等方輻射電力に換算し測定値とする。

次の式で等価等方輻射電力 P_{OA} (EIRP) を算出する。

$$P_{OA} = P_A + G_T - L_F \text{ (dBm/MHz)}$$

記号 P_A : スペクトル分析器による帯域外漏洩電力測定値 (dBm/MHz)

G_T : 帯域外漏洩電力周波数における空中線の絶対利得 (dBi)

L_F : 帯域外漏洩電力周波数における給電線等の損失 (dB)

- (4) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する他、空中線端子を結合器で結合させて測定する。なお、ここで用いる空中線の絶対利得はそれぞれの空中線の値を用いる。

5 結果の表示

- (1) 結果は、隣接チャンネル漏洩電力については、下記式により計算し dB で表示する。
- ① 上側隣接チャンネル漏洩電力比 $10 \log (P_U / P_C)$
② 下側隣接チャンネル漏洩電力比 $10 \log (P_L / P_C)$
- (2) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の空中線電力に (1) で求めた比を乗じて (dB を減じて) 隣接チャンネル漏洩電力の絶対値を求め真数で加算して総和を求める。次に、複数空中線端子の総和の空中線電力を P_C 、隣接チャンネル漏洩電力の総和を P_U 又は P_L とし (1) ①、②式により計算し dB で表示する他、参考としてそれぞれの空中線端子ごとの測定値も表示する。
- (3) 複数の空中線端子を有する場合であって、空中線を結合して測定した値は、(1) と同様に表示する。
- (4) 帯域外漏洩電力については、規定の各帯域における最大電力値を等価等方輻射電力に換算して $\mu W/MHz$ 単位で表示する。なお、空中線の絶対利得は、工事設計書記載の値を用いる。
- (5) 複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線ごとの測定値を真数で加算して総和を表示する他、参考としてそれぞれの空中線ごとの測定値も表示する。
- (6) 複数の空中線端子を有する場合であって、空中線を結合して測定した値は、(4) と同様に表示する。

6 その他の条件

- (1) 2 (1) のスペクトル分析器の設定において、掃引周波数幅を 100 MHz 又は 200 MHz にし、一つの画面で、上側、下側ともに ± 20 MHz、 ± 40 MHz 又は ± 40 MHz、 ± 80 MHz の隣接チャンネル漏洩電力を測定するような方法を用いてもよい。
- (2) 4 の搬送波周波数は、割当周波数とする。
- (3) スペクトル分析器のダイナミックレンジが不足する場合、搬送波と隣接チャンネル漏洩電力の相対測定において基準レベルを変更して測定する方法がある。ただしスペクトル分析器に過大な信号が入力されないよう注意が必要である。
- (4) 帯域外漏洩電力を搬送波の近傍で測定する場合、スペクトル分析器の分解能帯域幅の設定が 1 MHz と広いために搬送波の電力が帯域外漏洩電力の測定値に影響を与える可能性がある。この場合、スペクトル分析器の分解能帯域幅を、搬送波電力が帯域外漏洩電力の測定値に影響を与えなくなる程度まで狭め、1 MHz 毎の電力総和を計算する等 (注 4) の測定上の操作が必要である。

注 4 : 電力総和の計算は以下の式による。ただし、直接 RMS 値が求められるスペクトル分析器の場合は、その値を用いても良い。

$$P_s = \left(\sum_{i=1}^n E_i \right) \times \frac{S_w}{RBW \times k \times n}$$

P_s : 各周波数での 1 MHz 毎の電力総和の測定値 (W)

E_i : 1 サンプルの測定値 (W)

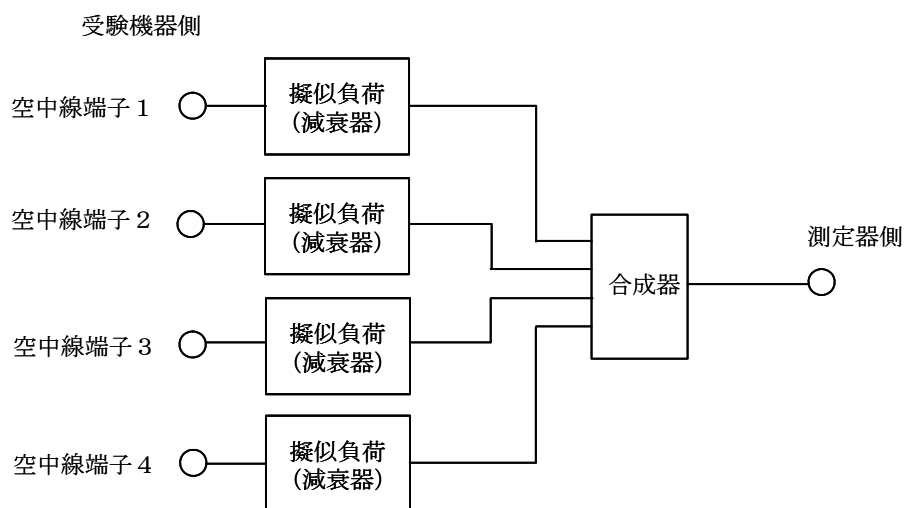
S_w : 掃引周波数幅 (1 MHz)

n : 掃引周波数幅 (1 MHz) 内のサンプル点数

k : 等価雑音帯域幅の補正值

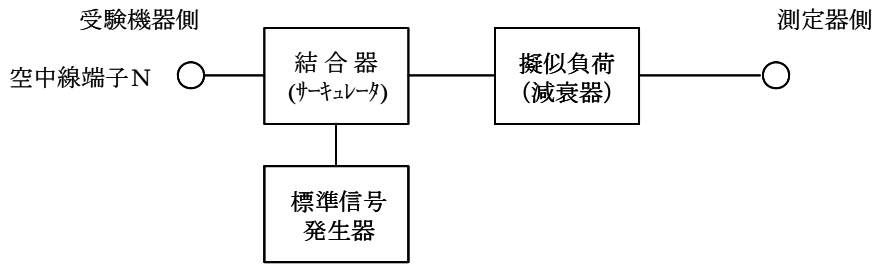
R B W : 分解能帯域幅 (MHz) (ただし、 $R B W \times n \geq S_w$)

- (5) 帯域外漏洩電力の技術基準が周波数に応じて変化する帯域では、各周波数ごとの測定値 (等価等方輻射電力に換算した値) が技術基準を満たす必要がある。
- (6) 2 (3) において、スペクトル分析器の検波モードは「サンプル」の代わりに「RMS」を用いても良い。
- (7) (6) において、帯域外漏洩電力のバースト時間率 (注5) を許容値を超えた周波数において求めた場合は、2 (3) において掃引周波数幅を 10 MHz 程度としても良い。
- 注5 : バースト時間率 = (電波を発射している時間 / バースト周期)
- (8) 5 (5) において、各周波数ごとにおける総和を表示することとしているが、それぞれの空中線端子の測定値が、許容値を空中線本数 (注6) で除した値を超える周波数において 1 MHz 帯域内の値の総和を求める。なお、全ての空中線端子において許容値を空中線本数で除した値を下回る場合は、それぞれの測定帯域において最大の測定値となる空中線端子の測定値に空中線本数を乗じた値を表示しても良い。
- 注6 : 空中線本数は、同時に電波を発射する空中線の本数 (ストリーム数等) であって、空中線選択方式のダイバーシティ等で切り替える空中線の本数を含まない。
- (9) 複数の空中線端子を有する場合であっても、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を発射しない場合は、同時に電波を発射する空中線端子のみの測定でよい。ただし、空中線の選択回路に非線形素子を有する場合又は、空中線端子によって測定値が異なることが懸念される場合は省略してはならない。
- (10) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子を合成器において接続して測定する。以下に空中線端子が 4 の場合の接続を示す。なお、各空中線間の結合量減衰量 (注7) は 12 dB を標準とするが、運用状態の空中線配置における結合減衰量が書面により提出された場合は提出された値を用いる。



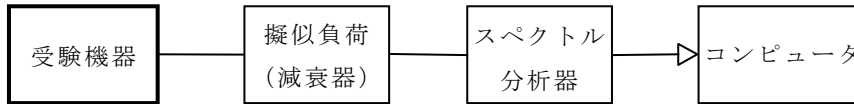
注7 : 空中線間の結合減衰量

上図における一例として空中線端子 1 と空中線端子 2 の結合量は、空中線端子 3、空中線端子 4 及び測定器側の端子を終端した状態で空中線端子 1 に入力した信号レベルと空中線端子 2 で測定した値の差 (12 dB) とする。なお、提出された結合減衰量の設定が不可能な場合は、以下のように結合器を介して、他の空中線端子の出力レベル (総和) から結合減衰量を減じた値となる変調信号を標準信号発生器から入力して測定する。



八 副次的に発する電波等の限度

1 測定系統図



注1 コンピュータは、振幅の平均値を求める場合に使用する。

2 測定器の条件等

(1) 測定対象が低レベルのため擬似負荷 (減衰器) の減衰量はなるべく低い値 (20 dB 以下) とする。

(2) 副次発射探索時のスペクトル分析器は以下のように設定する。

掃引周波数幅	(注2)
分解能帯域幅	周波数が1 GHz 未満のとき、100 kHz 1 GHz 以上のとき、1 MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Y軸スケール	10 dB/Div
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

注2：副次発射の探索は、30 MHz から26 GHz までとする。

(3) 副次発射測定時のスペクトル分析器は以下のように設定する。

中心周波数	測定する副次発射周波数 (探索された周波数)
掃引周波数幅	0 Hz
分解能帯域幅	周波数が1 GHz 未満のとき、100 kHz 1 GHz 以上のとき、1 MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Y軸スケール	10 dB/Div
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

3 受験機器の状態

試験周波数を全時間にわたり連続受信できる状態に設定する。

4 測定操作手順

(1) スペクトル分析器の設定を2 (2) とし、副次発射の振幅の最大値を探索する。

(2) 探索した結果が許容値の1/10以下の場合、探索値を測定値とする。

- (3) 探索した結果が許容値の $1/10$ を超えた場合スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるため、周波数掃引幅を 100 MHz 、 10 MHz 及び 1 MHz のように分解能帯域幅の 10 倍程度まで順次狭くして、副次発射の周波数を求める。次に、スペクトル分析器の設定を上記 2 (3) とし、平均化処理を行って平均電力を測定する。
- (4) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5 結果の表示

- (1) 許容値の $1/10$ 以下の場合は最大の 1 波を周波数とともに nW 又は pW 単位で表示する。
- (2) 許容値の $1/10$ を超える場合はすべての測定値を周波数とともに nW 単位で表示し、かつ電力の合計値を nW 単位で表示する。
- (3) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値の総和を求め表示する。許容値を空中線本数 (注 3) で除した値の $1/10$ 以下の場合は最大の 1 波を周波数とともに nW 又は pW 単位で表示する他、参考としてそれぞれの空中線端子ごとに最大の 1 波を周波数とともに nW 又は pW 単位で表示する。
- (4) 測定値の総和が許容値を空中線本数 (注 3) で除した値の $1/10$ を超える場合はすべての測定値を周波数とともに nW 単位で表示し、かつ電力の合計値を nW 単位で表示する他、参考としてそれぞれの空中線端子ごとに最大の 1 波を周波数とともに nW 単位で表示する。

注 3 : 空中線本数は、同時に電波を受信する空中線の本数 (ストリーム数等) であって、空中線選択方式のダイバーシティ等で切り替える空中線の本数を含まない。

6 その他の条件

- (1) 擬似負荷は、特性インピーダンス $50\ \Omega$ の減衰器を接続して行うこととする。
- (2) スペクトル分析器の感度が足りない場合は、低雑音増幅器等を使用する。
- (3) 受験機器の設定を連続受信状態にできないものについては、受験機器の間欠受信周期を最短に設定して、測定精度が保証されるようにスペクトル分析器の掃引時間を、少なくとも 1 サンプル当たり 1 周期以上とする必要がある。
- (4) 2 (3) において、スペクトル分析器の検波モードは「サンプル」の代わりに「RMS」を用いても良い。
- (5) (4) において、測定する副次発射のバースト時間率 (注 4) を副次発射周波数毎に求めた場合は、2 (3) において掃引周波数幅を 10 MHz 程度としても良い。

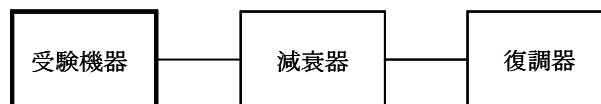
注 4 : バースト時間率 = (電波を発射している時間 / バースト周期)

- (6) 複数の空中線端子を有する場合であっても、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に受信回路に接続されない場合は、同時に受信回路に接続される空中線端子のみの測定でよい。ただし、空中線端子によって測定値が異なることが懸念される場合や切り替えで受信回路に接続されない空中線端子からの発射が懸念される場合は省略してはならない。
- (7) 5 (3)、(4) はそれぞれの空中線端子において周波数毎に測定した値が、許容値を空中線本数で除した値の $1/10$ を超えるすべての値を表示し加算するものである。

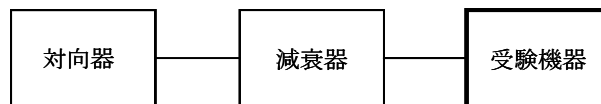
九 混信防止機能

1 測定系統図

(1) 識別符号を送信する場合



(2) 識別符号を受信する場合



2 測定器の条件等

(1) 復調器は、受験機器が送出する送信信号を復調し、識別符号の内容が表示可能であること。

(2) 対向器は、受験機器が送出する送信信号と同様な識別符号の送信が可能であること。

3 受験機器の状態

通常の使用状態としておく。

4 測定操作手順

(1) 受験機器が自動的に識別符号を送信する機能を有する場合

ア 受験機器から、定められた識別符号を送信する。

イ 復調器により、送信された識別符号を確かめる。

(2) 受験機器が自動的に識別符号を受信する機能を有する場合

ア 対向器から、定められた識別符号を送信する。

イ 通常の通信が行われることを確認する。

ウ 対向器から、定められた識別符号と異なる符号を送信する。

エ 受験機器が送信停止するか、識別符号が異なる旨の表示が出ることを確認する。

(3) 上記の条件が満たされない場合は、書面により確認する。

5 結果の表示

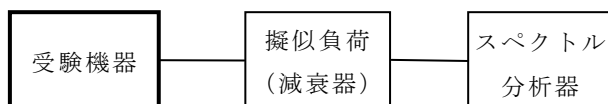
識別装置の機能については、良、否で表示する。

6 その他の条件

本試験項目は、4 (1) 又は4 (2) のいずれか一方だけ行う。

十 送信バースト長

1 測定系統図



2 測定器の条件等

スペクトル分析器の設定は次のとおりとする。

中心周波数	試験周波数
掃引周波数幅	0 Hz
分解能帯域幅	1 0 MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される時間
Y軸スケール	1 0 dB/Div

検波モード	ポジティブピーク
トリガ条件	レベル立ち上がり

3 受験機器の状態

試験周波数で、受信状態から電波を発射する状態にする。

4 測定操作手順

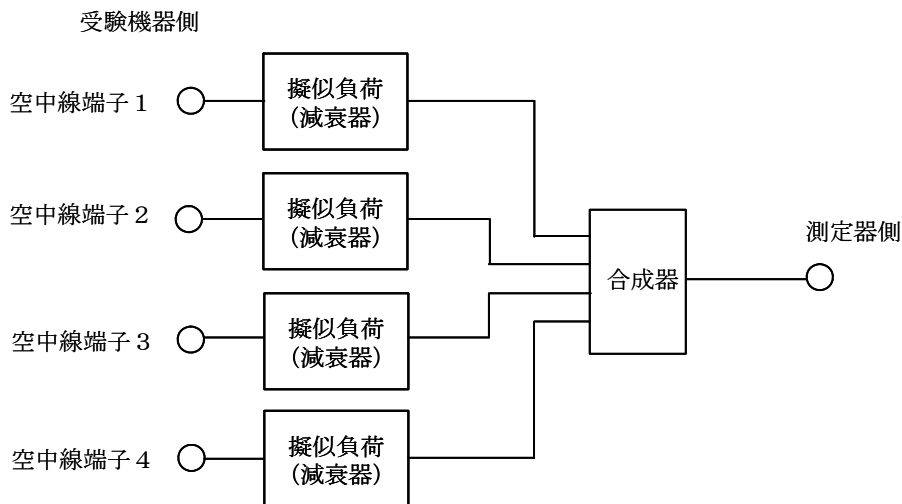
- (1) スペクトル分析器の設定を上記 2 の状態とし、トリガ条件を立ち上がりトリガに設定し、受験機器を電波発射状態にする。
- (2) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子出力を合成し（6 その他の条件参照）一の空中線が電波を発射開始してから全ての空中線が電波の発射を終了するまでを測定する。

5 結果の表示

良、否で表示する。

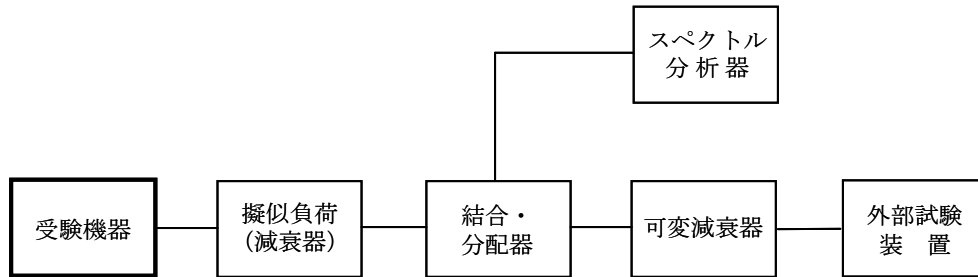
6 その他の条件

- (1) 2 において分解能帯域幅を 10 MHz としているが、送信バースト時間の測定値が許容値に対し十分余裕がある場合は、サブキャリアを確認できる範囲で分解能帯域幅を 1 MHz 程度まで狭くして測定しても良い。なお、測定値が許容値に対して余裕がない場合は、分解能帯域幅を占有周波数帯幅の許容値以上とする。
- (2) (1) において、分解能帯域幅を 10 MHz 以上（占有周波数帯幅許容値以上が望ましい。）に設定できない場合は、広帯域検波器の出力をオシロスコープ等で測定する。
- (3) 2 において、時間軸波形を直接表示する機能を有するスペクトル分析器を用いる場合は、解析帯域幅を 10 MHz 以上（占有周波数帯幅許容値以上が望ましい。）として測定を行っても良い。
- (4) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子を合成器において接続して測定する。以下に空中線端子が 4 の場合の接続を示す。



十一 送信電力制御機能（TPC）

1 測定系統図



2 測定器の条件等

- (1) 外部試験装置は、受験機器と回線接続が可能な装置である。
これの代用として、受験機器と通信可能な対向機を使用することができる。
- (2) スペクトル分析器の設定は次のとおりとする。

中心周波数	最大電力を与える周波数 (「空中線電力の偏差」測定時に探索された周波数)
掃引周波数幅	0 Hz
分解能帯域幅	1 MHz 程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される時間
Y軸スケール	1 dB/Div
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

3 受験機器の状態

- (1) 試験周波数に設定し、受験機器と外部試験装置との間で回線接続する。
- (2) 受験機器の変調は、空中線電力の偏差測定時に用いた状態と同様とする。

4 測定操作手順

- (1) 受験機器と外部試験装置の間で通信を確立し、受験機器の送信出力が最大となるように外部試験装置を設定する。
- (2) スペクトル分析器を2(2)のように設定する。
- (3) スペクトル分析器を用いて、受験機器の送信出力最大時における送信レベルを測定する。
- (4) 空中線送信出力を低減させるように外部試験装置の設定を変更する。
- (5) スペクトル分析器を用いて、受験機器の送信出力低減時における受験機器の送信レベルを測定する。
- (6) (3)と(5)のスペクトル分析器の測定値から、受験機器の送信出力最大時と送信出力低減時の送信レベル差を求める。
- (7) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。
- (8) 受験機器と外部試験装置の間での通信が確立出来ない等、測定が困難である場合は、受験機器の送信電力制御機能の具備（空中線電力を3 dB低下させる機能）を書面で確認すること。

5 結果の表示

受験機器の送信出力最大時と送信出力低減時のレベル差が3 dB以上であることを確認して良、否で表示する。

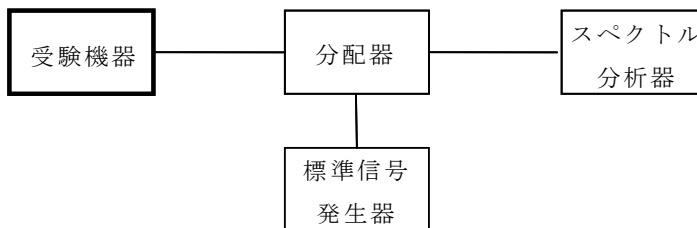
6 その他の条件

- (1) 2 (2)において最大電力を与える周波数とは、2つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合の各々の周波数セグメントの最大電力を与える周波数をいう。ただし、5, 210 MHzの周波数の電波を使用する場合を除く。
- (2) 送信出力を低減させる場合の受験機器への信号入力条件や制御条件等については技術基準にて規定されていない。従って、送信電力制御機能を確認する試験が困難な場合は書面によって受験機器の送信電力制御機能の具備を確認する。
- (3) 送信波のスペクトル分布が均一でない場合は、スペクトル分析器の掃引周波数帯幅を占有周波数帯幅の許容値以上として送信出力低減の確認をする。
- (4) 2において、時間軸波形を直接表示する機能を有するスペクトル分析器を用いる場合は、解析帯域幅を1 MHz以上（占有周波数帯幅許容値以上が望ましい。）として測定を行っても良い。

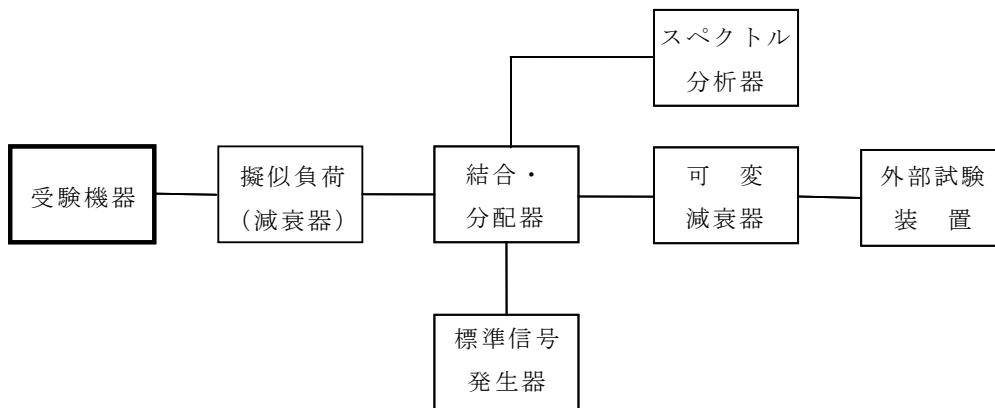
十二 キャリアセンス機能①

1 測定系統図

- (1) 受験機器のみで試験を行う場合



- (2) 外部試験装置を用いて試験を行う場合



2 測定器の条件等

- (1) 標準信号発生器の設定は次のとおりとする。

搬送波周波数	受験機器の受信周波数帯の中心周波数（注1）
変調	無変調（注2）
出力レベル	受験機器の空中線入力部において、電界強度が100 mV/mになる値と同等のレベル。

注1：2つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、各々の周波数セグメントの受信周波数帯の中心周波数

注2：中心周波数における無変調キャリアでは受験機器のキャリアセンスが機能しない場合は必要に応じて周波数をずらすか又は変調をかける。

(2) スペクトル分析器の設定は次のとおりとする。

中心周波数	使用帯域の中心周波数
掃引周波数幅	占有周波数帯幅の許容値程度
分解能帯域幅	1 MHz 程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Y軸スケール	10 dB/Div
トリガ条件	フリーラン
検波モード	ポジティブピーク

(3) 外部試験装置は、受験機器と回線接続が可能な装置である。

これの代用として、受験機器と通信可能な対向機を使用することができる。

3 受験機器の状態

試験周波数及び試験拡散符号に設定して、最初に受信状態にしておく。

なお、外部試験装置を用いる場合は、受験機器と外部試験装置との間で回線接続する。

4 測定操作手順

I 受験機器のみで試験を行う場合

(1) 標準信号発生器の出力をオフの状態、受験機器を送信動作にし、スペクトル分析器で電波を発射することを確認する。

(2) 受験機器を受信状態にする。

(3) 標準信号発生器の出力をオンの状態で、受験機器を送信動作にし、スペクトル分析器で電波を発射しないことを確認する。

II 外部試験装置を用いて試験を行う場合

(1) 標準信号発生器の出力をオフの状態にする。

(2) 受験機器と外部試験装置との間で回線接続し、試験周波数の電波が発射されることをスペクトル分析器で確認する。

(3) 受験機器を受信状態にする。

(4) 標準信号発生器の出力をオンの状態で、受験機器を送信動作にし、スペクトル分析器で電波を発射しないことを確認する。

5 結果の表示

良、否で表示する。

6 その他の条件

(1) 標準信号発生器の出力を変調波に設定してキャリアセンス機能の試験を行った場合は、受験機器に用いている変調方式のみならず、同一周波数帯で運用する他の無線設備に用いる変調方式の変調波についても受験機器のキャリアセンス機能が動作する必要がある。

(2) 受験機器の空中線入力部に加えるキャリアセンスレベルは、以下の式による。

$$P_{cs}(W) = \frac{G \lambda^2}{480 \pi^2} \times E^2$$

P_{cs} : 受験機器の空中線入力部に加えるキャリアセンスレベル (W)

E : 電界強度 (V/m)

G : 受信空中線絶対利得の真値 (倍)

λ : 搬送波周波数の波長 (m)

P_{cs} を dBm 単位とし、 λ (m) を F (MHz) に変換すると以下の式となる。

$$P_{cs} \text{ (dBm)} = 22.79 + G_r - 20 \log F$$

P_{cs} : 受験機器の空中線入力部に加えるキャリアセンスレベル (dBm)

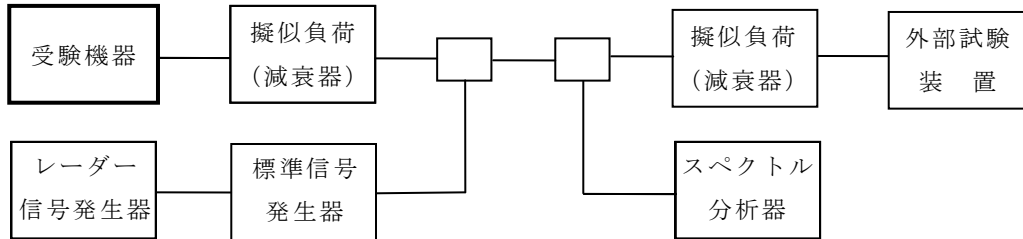
G_r : 受信空中線の絶対利得 (dBi)

F : 搬送波周波数 (MHz)

十三 キャリアセンス機能② (動的周波数選択 (DFS))

(5. 3GHz帯)

1 測定系統図



2 測定器の条件等

(1) 外部試験装置は、受験機器と回線接続が可能な装置である。

これの代用として、受験機器と通信可能な対向機を使用することができる。

(2) レーダー信号発生器は下表の各試験信号に基づきパルスを発生させ、標準信号発生器の外部パルス変調入力に加え、擬似レーダーパルスを発生させる。

固定パルスレーダー電波試験信号

試験信号	パルス幅 (μs)	繰り返し周波数 (Hz)	連続するパルス数	繰り返し周期 (s)
固定パルス1	1.0	700	18	15.0
固定パルス2	2.5	260	18	15.0

(3) 標準信号発生器の設定は次のとおりとする。

搬送波周波数 受験機器の送信 (受信) 周波数の中心周波数 (試験周波数)

変調 レーダー信号発生器の出力信号によってパルス変調する。

出力レベル 受験機器の空中線入力部においてレーダー波送信期間中の平均電力 (規定入力レベル) を次のとおり設定する。受信空中線の絶対利得の値は工事設計書記載の値を用いる。

(ア) 受験機器の最大等価等方輻射電力が 200mW 未満の場合
- 62 dBm + 受信空中線の絶対利得 (dBi)

(イ) 受験機器の最大等価等方輻射電力が 200mW 以上の場合
- 64 dBm + 受信空中線の絶対利得 (dBi)

(4) スペクトル分析器の設定は次のとおりとする。

中心周波数 受験機器の送信 (受信) 周波数の中心周波数 (試験周波数)

掃引周波数幅 0 Hz

分解能帯域幅 1 MHz 程度

ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Y軸スケール	1 0 dB/Div
掃引時間	1 5 s 程度
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク

3 受験機器の状態

- (1) 試験周波数及び利用可能チャンネル確認（送信しようとしているチャンネルの占有周波数帯幅内におけるレーダーが送信する電波の有無について60s間の確認を行っている状態）又は、運用中チャンネル監視状態（レーダーが送信する電波の有無について、連続的に確認している状態）に設定して送信する。
- (2) 試験周波数は、無線設備が使用する周波数から無作為に選択する。
- (3) 受験機器の通信負荷条件は、誤り訂正及び制御信号を含めない信号伝送速度で、無線設備の最大伝送信号速度の50%となるように設定する。

4 測定操作手順

擬似レーダーパルスとして、2に示す各試験信号（固定パルスレーダー電波試験信号（固定パルス1、2））を用いて下記の手順で動的周波数選択機能の動作を確認する。

- (1) 利用可能チャンネル確認
 - (ア) 標準信号発生器の出力をオフの状態にする。
 - (イ) 受験機器を初期化して、利用可能チャンネル確認状態とし、電波が発射されていないことをスペクトル分析器又は、外部試験装置で確認する。
 - (ウ) 利用可能チャンネル確認時間である60s間のうち、無作為に選択された時間において標準信号発生器の出力をONの状態として、規定入力レベルの擬似レーダーパルスを受験機器に加える。
 - (エ) (ア) から (ウ) の手順を4回繰り返し、擬似レーダーパルス検出の有無を記録する。
- (2) 運用中チャンネル監視
 - (ア) 標準信号発生器の出力をオフの状態にする。
 - (イ) 受験機器を初期化して、運用中チャンネル監視状態とし、試験周波数で送信する。
 - (ウ) 規定の通信負荷条件で外部試験装置との通信を確立する。
 - (エ) 標準信号発生器の出力をONの状態として、規定入力レベルの擬似レーダーパルスを受験機器に加える。
 - (オ) 擬似レーダーパルスが1回目に受験機器に入力された時の擬似レーダーパルス検出の有無をスペクトル分析器を用いて確認する。
(擬似レーダーパルスを検出した場合は受験機器の送信を停止する。)
 - (カ) (ア) から (オ) の手順を20回繰り返し、擬似レーダーパルス検出の有無を記録する。ただし、15回以上擬似レーダーパルスを検出した時点で測定を終了する。
 - (キ) (カ) の手順において、擬似レーダーパルス検出回数が11回以上、14回以下の場合、手順(ク)に進む。
 - (ク) (ア) から (オ) の手順を更に20回繰り返して、擬似レーダーパルス検出の有無を記録し、手順(カ)の値を合算した擬似レーダーパルスの検出回数を求める。

5 結果の表示

- (1) 利用可能チャンネル確認
 - (ア) 測定操作手順 4 (1) (エ) において受験機器が4回以上擬似レーダーパルスを検出した場合は「良」、3回以下の場合「否」で表示する。

(イ) 「利用可能チャンネル確認によりレーダー電波が検出された場合の送信停止時間（30分以上停止）」については書面で確認する。

(2) 運用中チャンネル監視

(ア) 測定操作手順 4 (2) (カ) において受験機器が15回以上擬似レーダーパルスを検出した場合は「良」、10回以下の場合は「否」で表示する。

(イ) 測定操作手順 4 (2) (ク) を行った場合は、擬似レーダーパルスの検出回数の合算値が24回以上の場合は「良」、23回以下の場合は「否」で表示する。

(ウ) 上記「良」、「否」にあわせて、固定パルス1、固定パルス2毎に検出回数と試験回数を表示する。

(エ) 「親局から子局への制御機能」、「運用中チャンネル監視の機能及び送信停止時間（10s以内に停止）」及び「運用中チャンネル監視によりレーダー電波が検出された場合の送信停止時間（30分以上停止）」については書面で確認する。

6 その他の条件

(1) レーダー電波試験信号は、レーダー信号発生器と標準信号発生器を用いることとしているが、レーダー電波試験信号が直接出力できる任意波形信号発生器等を用いても良い。

(2) 2つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、5, 290 MHzを一方の周波数セグメントとして使用する場合のみ、キャリアセンス機能②の試験を適用する。

(3) レーダー波送信期間中の平均電力とは、電波を発射しているパルス時間内の平均電力である。なお、標準信号発生器等の出力信号は極力オーバーシュートが無いように設定できる測定器を用いること。

(4) 3 (3) において、160 MHz システムの通信負荷条件は、5.3 GHz 帯の帯域における無線設備の最大伝送信号速度の50%とする。

(5) 利用可能チャンネル確認

(ア) 受験機器が電波を発射していないことの確認はスペクトル分析器又は外部試験装置の他、受験機器の表示（表示のための治具も含む。）を確認する等の方法でも良い。

(イ) 受験機器の擬似レーダーパルス検出の有無の確認は受験機器の表示を確認する等スペクトル分析器を用いない方法でも良い。

(ウ) 受験機器を利用可能チャンネル確認状態とし、試験周波数に固定して送信する場合は、予め試験用治具等を用いて適切な方法で受験機器を試験可能な状態に設定する必要がある。なお、この場合の受験機器の状態は、実際の無線設備の運用状態とレーダーパルスの検出確率が異なるものであってはならない。

(6) 運用中チャンネル監視

(ア) 測定操作手順 4 (2) (オ) において、繰り返し周期15sの擬似レーダーパルスを連続して11回以上検出しない場合は、結果の表示を「否」としても良い。

(イ) 受験機器の通信負荷は、受験時に使用されるコンテンツの種類によって変動するが、通信負荷を出来る限り受験機器の最大伝送信号速度の50%に維持し、適切な方法を用いて通信負荷条件をモニタする必要がある。

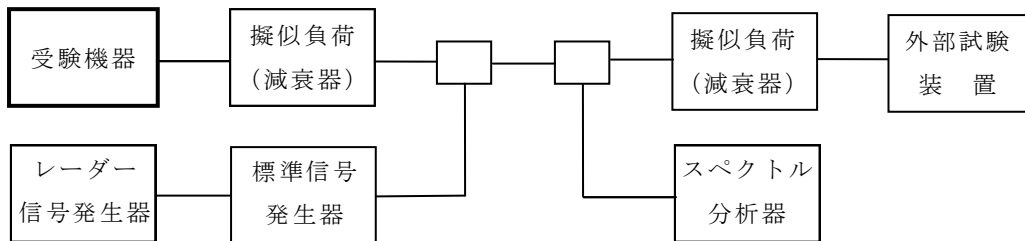
(ウ) 受験機器が、送信する情報の種類により送信パケットの大きさが変動するIPパケット伝送に基づく送信を行う無線設備以外の方式の場合は、受験機器の通信負荷条件については擬似レーダーパルスの検出確率が最小となる条件で試験を行う。

- (エ) 受験機器の擬似レーダーパルス検出の有無の確認は受験機器の表示を確認する等スペクトル分析器を用いない方法でも良い。
- (オ) 受験機器を運用中チャンネル監視状態とし、試験周波数に固定して送信する場合は、予め試験用治具等を用いて適切な方法で受験機器を試験可能な状態に設定する必要がある。なお、この場合の受験機器の状態は、実際の無線設備の運用状態とレーダーパルスの検出確率が異なるものであってはならない。
- (7) 2 (4) において分解能帯域幅を 1 MHz 程度としているが、疑義がある場合は分解能帯域幅の設定を広くして確認する。
- (8) 2 (4) において、時間軸波形を直接表示する機能を有するスペクトル分析器を用いる場合は、解析帯域幅を 1 MHz 以上（占有周波数帯幅許容値以上が望ましい。）として測定を行っても良い。

十四 キャリアセンス機能③（動的周波数選択（DFS））

(5. 6 GHz 帯)

1 測定系統図



2 測定器の条件等

- (1) 外部試験装置は、受験機器と回線接続が可能な装置である。
これの代用として、受験機器と通信可能な対向機を使用することができる。
- (2) レーダー信号発生器は下表の各試験信号に基づきパルス等を発生させ、標準信号発生器の外部パルス変調入力等に加え、擬似レーダーパルスが発生させる。

固定パルスレーダー電波試験信号

試験信号	パルス幅 (μs)	繰り返し周波数 (Hz)	連続するパルス数	繰り返し周期 (s)
固定パルス1	0.5	720	18	15.0
固定パルス2	1.0	700	18	15.0
固定パルス3	2.0	250	18	15.0

可変パルスレーダー電波試験信号

試験信号	パルス幅 (μs)	繰り返し周波数 (Hz)	連続するパルス数	繰り返し周期 (s)
可変パルス4	1 μs ~ 5 μs 内で 1 μs の整数倍を加えた幅	4, 347 Hz ~ 6, 667 Hz の任意の1周波数	23 ~ 29 の任意の1整数	15.0

可変パルス5	6 μ s ~ 10 μ s 内で1 μ s の整数倍を加えた幅	2, 000 Hz ~ 5, 000 Hz の任意の1周波数	16 ~ 18 の任意の1整数	15.0
可変パルス6	11 μ s ~ 20 μ s 内で1 μ s の整数倍を加えた幅	2, 000 Hz ~ 5, 000 Hz の任意の1周波数	12 ~ 16 の任意の1整数	15.0

注1：表の各項について任意の1の組合せとする。

チャープレーダー電波試験信号

試験信号	パルス幅 (μ s)	繰り返し周波数 (Hz)	連続するパルス数	繰り返し周期 (s)
チャープ1	50 μ s ~ 100 μ s の内で1 μ s の整数倍を加えた幅	500 Hz ~ 1, 000 Hz の任意の1周波数	1 ~ 3 の任意の1整数	12.0

注2：バーストは、12s 間に発射されるものとする。

注3：チャープ幅は5MHz ~ 20MHz の内、1MHz の整数倍を加えた周波数幅とする。

チャープ幅は、バースト毎に任意とし、同一バースト内のチャープ幅は等しいものとする。

注4：バースト数は、8 ~ 20 の任意の整数とし、バースト間隔は、12s 間をバースト数で除した時間とする。

注5：1のバースト内で複数のパルスがある場合は、そのパルス幅は等しいものとし、その繰り返し周波数と当該パルスの次の1のパルスの繰り返し周波数との間で関連性を有してはならないものとする。

注6：表の各項について任意の1の組合せとする。

周波数ホッピングレーダー電波試験信号

試験信号	パルス幅 (μ s)	繰り返し周波数 (Hz)	1バースト内パルス数	繰り返し周期 (s)
ホッピング1	1.0	3, 000	9	10.0

注7：ホッピング周波数は5, 250MHz ~ 5, 724MHz までの周波数の内、1MHz の整数倍を加えた周波数のうち任意の周波数とする。

注8：ホッピング間隔は3ms とし、全てのホッピング間隔の合計は300ms とする。

注9：バースト間隔は、3ms とする。

(3) 標準信号発生器の設定は次のとおりとする。

搬送波周波数	受験機器の送信（受信）周波数の中心周波数（試験周波数）
変調	レーダー信号発生器の出力信号によってパルス変調する。
出力レベル	受験機器の空中線入力部においてレーダー波送信期間中の平均電力（規定入力レベル）を次のとおり設定する。受信空中線の絶対利得の値は工事設計書記載の値を用いる。

- (ア) 受験機器の最大等価等方輻射電力が 200mW 未満の場合
- 62dBm+受信空中線の絶対利得 (dBi)
- (イ) 受験機器の最大等価等方輻射電力が 200mW 以上の場合
- 64dBm+受信空中線の絶対利得 (dBi)

(4) スペクトル分析器の設定は次のとおりとする。

固定パルス 1、2、3、可変パルス 4、5、6 の場合

中心周波数	受験機器の送信 (受信) 周波数の中心周波数 (試験周波数)
掃引周波数幅	0 Hz
分解能帯域幅	1 MHz 程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Y 軸スケール	10 dB/Div
掃引時間	1.5 s 程度
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク

チャープ 1、ホッピング 1 の場合

中心周波数	受験機器の送信 (受信) 周波数の中心周波数 (試験周波数)
掃引周波数幅	占有周波数帯幅の許容値以上
分解能帯域幅	1 MHz 程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Y 軸スケール	10 dB/Div
掃引時間	10 ms 程度
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク

3 受験機器の状態

- (1) 試験周波数及び利用可能チャンネル確認 (送信しようとしているチャンネルの占有周波数帯幅内におけるレーダーが送信する電波の有無について 60s 間の確認を行っている状態) 又は、運用中チャンネル監視状態 (レーダーが送信する電波の有無について、連続的に確認している状態) に設定して送信する。
- (2) 試験周波数は、無線設備が使用する周波数から無作為に選択する。
- (3) 受験機器の通信負荷条件は、誤り訂正及び制御信号を含めない信号伝送速度で、無線設備の最大伝送信号速度の 17% となるように設定する。

4 測定操作手順

擬似レーダーパルスとして、2 に示す各試験信号 (固定パルスレーダー電波試験信号 (固定パルス 1、3)、可変パルスレーダー電波試験信号 (固定パルス 2、可変パルス 4、5、6)、チャープレーダー電波試験信号 (チャープ 1)、周波数ホッピングレーダー電波試験信号 (ホッピング 1)) を用いて下記の手順で動的周波数選択機能の動作を確認する。

- (1) 利用可能チャンネル確認

ア 標準信号発生器の出力をオフの状態にする。

イ 受験機器を初期化して、利用可能チャンネル確認状態とし、電波が発射されていないことをスペクトル分析器又は、外部試験装置で確認する。

ウ 利用可能チャンネル確認時間である60s間のうち、無作為に選択された時間において標準信号発生器の出力をONの状態として、規定入力レベルの擬似レーダーパルスを受験機器に加える。

エ ア から ウ の手順を4回繰り返し、擬似レーダーパルス検出の有無を記録する。

(2) 運用中チャンネル監視

ア 標準信号発生器の出力をオフの状態にする。

イ 受験機器を初期化して、運用中チャンネル監視状態とし、試験周波数で送信する。

ウ 規定の通信負荷条件で外部試験装置との通信を確立する。

エ 標準信号発生器の出力をONの状態として、規定入力レベルの擬似レーダーパルスを受験機器に加える。

オ 擬似レーダーパルスが1回目に受験機器に入力された時の擬似レーダーパルス検出の有無をスペクトル分析器を用いて確認する。

(擬似レーダーパルスを検出した場合は受験機器の送信を停止する。)

固定パルス及び可変パルスレーダー電波試験信号

(固定パルス1、2、3及び可変パルス4、5、6)

カ 固定パルスレーダー電波試験信号として、固定パルス1、固定パルス2、固定パルス3及び、可変パルスレーダー電波試験信号として、可変パルス4、可変パルス5、可変パルス6の6種別の試験信号について、(ア)から(ウ)の手順で検出回数を求める。

(ア) ア から オ の手順を20回繰り返し、擬似レーダーパルス検出の有無を記録する。ただし、18回以上擬似レーダーパルスを検出した時点で測定を終了する。

(イ) (ア) の手順において、擬似レーダーパルス検出回数が11回以上、14回以下の場合は、手順 キ に進む。15回以上、17回以下の場合は、手順(ウ)に進む。

(ウ) ア から オ の手順を更に20回繰り返して、擬似レーダーパルス検出の有無を記録し、手順(ア)の値を合算した擬似レーダーパルスの検出回数を求める。

キ 種別毎に80%の検出確率に達しなかった場合の平均値を求める。

(ア) カ (ア) において、擬似レーダーパルス検出回数が11回以上、14回以下の場合は、カ(ウ)と同様に ア から オ の手順を更に20回繰り返して、擬似レーダーパルス検出の有無を記録し、手順カ(ア)の値を合算した擬似レーダーパルスの検出回数を求める。

(イ) 固定パルス1、固定パルス2、固定パルス3、可変パルス4、可変パルス5、可変パルス6の6種別の試験信号について検出回数の合計と試験回数合計を求める。

チャープレーダー電波試験信号(チャープ1)

ク チャープレーダー電波試験信号としては、チャープ1の試験信号について、(ア)から(ウ)の手順で検出回数を求める。

- (ア) ア から オ の手順を20回繰り返し、擬似レーダーパルス検出の有無を記録する。ただし、18回以上擬似レーダーパルスを検出した時点で測定を終了する。
- (イ) (ア) の手順において、擬似レーダーパルス検出回数が15回以上、17回以下の場合は、手順(ウ)に進む。
- (ウ) ア から オ の手順を更に20回繰り返し、擬似レーダーパルス検出の有無を記録し、手順(ア)の値を合算した擬似レーダーパルスの検出回数を求める。

周波数ホッピングレーダー電波試験信号(ホッピング1)

ケ 周波数ホッピングレーダー電波試験信号としては、ホッピング1の試験信号について、(ア)から(ウ)の手順で検出回数を求める。

- (ア) ア から オ の手順を20回繰り返し、擬似レーダーパルス検出の有無を記録する。ただし、16回以上擬似レーダーパルスを検出した時点で測定を終了する。
- (イ) (ア) の手順において、擬似レーダーパルス検出回数が13回以上、15回以下の場合は、手順(ウ)に進む。
- (ウ) ア から オ の手順を更に20回繰り返し、擬似レーダーパルス検出の有無を記録し、手順(ア)の値を合算した擬似レーダーパルスの検出回数を求める。

5 結果の表示

(1) 利用可能チャンネル確認

- (ア) 測定操作手順4(1) エ において受験機器が4回以上擬似レーダーパルスを検出した場合は「良」、3回以下の場合は「否」で表示する。
- (イ) 「利用可能チャンネル確認によりレーダー電波が検出された場合の送信停止時間(30分以上停止)」については書面で確認する。

(2) 運用中チャンネル監視

固定パルス及び可変パルスレーダー電波試験信号

(固定パルス1、2、3及び可変パルス4、5、6)

- (ア) 測定操作手順4(2)カ(ア)において固定パルス1、固定パルス2、固定パルス3、可変パルス4、可変パルス5、可変パルス6の6種別について受験機器が18回以上擬似レーダーパルスを検出した場合は「良」、10回以下の場合は「否」で表示する。
- (イ) 測定操作手順4(2)カ(ウ)を行った場合は、擬似レーダーパルスの検出回数の合算値が32回以上の場合は「良」、23回以下の場合は「否」で表示する。
- (ウ) 測定操作手順4(2)キを行った場合は、固定パルス1、固定パルス2、固定パルス3、可変パルス4、可変パルス5、可変パルス6毎に、擬似レーダーパルスの検出回数と試験回数からそれぞれの検出確率を求める。次に検出確率の平均が80%以上の場合は「良」、80%未満の場合は「否」で表示する。
- (エ) 上記「良」、「否」にあわせて、固定パルス1、固定パルス2、固定パルス3、可変パルス4、可変パルス5、可変パルス6の6種別毎に検出回数と試験回数を表示する。

チャープレーダー電波試験信号(チャープ1)

- (ア) 測定操作手順4(2)ク(ア)において受験機器が18回以上擬似レーダーパルスを検出した場合は「良」、14回以下の場合は「否」で表示する。

- (イ) 測定操作手順 4 (2) ク (ウ) を行った場合は、擬似レーダーパルスの検出回数の合算値が 3 2 回以上の場合は「良」、3 1 回以下の場合は「否」で表示する。
- (ウ) 上記「良」、「否」にあわせて、検出回数と試験回数を表示する。

周波数ホッピングレーダー電波試験信号 (ホッピング 1)

- (ア) 測定操作手順 4 (2) ケ (ア) において受験機器が 1 6 回以上擬似レーダーパルスを検出した場合は「良」、1 2 回以下の場合は「否」で表示する。
 - (イ) 測定操作手順 4 (2) ケ (ウ) を行った場合は、擬似レーダーパルスの検出回数の合算値が 2 8 回以上の場合は「良」、2 7 回以下の場合は「否」で表示する。
 - (ウ) 上記「良」、「否」にあわせて、検出回数と試験回数を表示する。
- (3) 運用中チャンネル監視の制御
- 「親局から子局への制御機能」、「運用中チャンネル監視の機能及び送信停止時間 (1 0 s 以内に停止)」及び「運用中チャンネル監視によりレーダー電波が検出された場合の送信停止時間 (3 0 分以上停止)」については書面で確認する。

6 その他の条件

- (1) レーダー電波試験信号は、レーダー信号発生器と標準信号発生器を用いることとしているが、レーダー電波試験信号が直接出力できる任意波形信号発生器等を用いても良い。
- (2) 2 つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備 (一方の周波数セグメントとして 5, 5 3 0 MHz 又は 5, 6 1 0 MHz を使用するもの) の場合は、キャリアセンス機能③の試験を適用する。
- (3) レーダー波送信期間中の平均電力とは、電波を発射しているパルス時間内の平均電力である。なお、標準信号発生器等の出力信号は極力オーバーシュートが無いように設定できる測定器を用いること。
- (4) 3 (3) において、5. 2 GHz 帯、5. 3 GHz 帯及び 5. 6 GHz 帯を用いる無線設備であって 1 6 0 MHz システムの通信負荷条件は、5. 6 GHz 帯の帯域における無線設備の最大伝送信号速度の 1 7 % とする。
- (5) 利用可能チャンネル確認
 - (ア) 受験機器が電波を発射していないことの確認はスペクトル分析器又は外部試験装置の他、受験機器の表示 (表示のための治具も含む。) を確認する等の方法でも良い。
 - (イ) 受験機器の擬似レーダーパルス検出の有無の確認は受験機器の表示を確認する等スペクトル分析器を用いない方法でも良い。
 - (ウ) 受験機器を利用可能チャンネル確認状態とし、試験周波数に固定して送信する場合は、予め試験用治具等を用いて適切な方法で受験機器を試験可能な状態に設定する必要がある。なお、この場合の受験機器の状態は、実際の無線設備の運用状態とレーダーパルスの検出確率が異なるものであってはならない。
 - (エ) 固定パルス 1 及び固定パルス 2 については、いずれか一方の試験を省略することができる。ただし、受験機器のレーダー波検出サンプリング間隔が 0. 5 μ s を超える場合は、固定パルス 1 の試験を行うこと。
 - (オ) 可変パルス 5 及び可変パルス 6 については、いずれか一方の試験を省略することができる。

(6) 運用中チャネル監視

- (ア) 受験機器の通信負荷は、受験時に使用されるコンテンツの種類によって変動するが、通信負荷を出来る限り受験機器の最大伝送信号速度の17%に維持し、適切な方法を用いて通信負荷条件をモニタする必要がある。
 - (イ) 受験機器が、送信する情報の種類により送信パケットの大きさが変動するIPパケット伝送に基づく送信を行う無線設備以外の方式の場合は、受験機器の通信負荷条件については擬似レーダーパルスの検出確率が最小となる条件で試験を行う。
 - (ウ) 受験機器の擬似レーダーパルス検出の有無の確認は受験機器の表示を確認する等スペクトル分析器を用いない方法でも良い。
 - (エ) 受験機器を運用中チャネル監視状態とし、試験周波数に固定して送信する場合は、予め試験用治具等を用いて適切な方法で受験機器を試験可能な状態に設定する必要がある。なお、この場合の受験機器の状態は、実際の無線設備の運用状態とレーダーパルスの検出確率が異なるものであってはならない。
 - (オ) 固定パルス及び可変パルスレーダー電波試験信号（固定パルス1、2、3及び可変パルス4、5、6）の場合、測定操作手順4（2）オにおいて、繰り返し周期15sの擬似レーダーパルスを連続して11回以上検出しない場合は、結果の表示を「否」としても良い。
 - (カ) チャープレーダー電波試験信号（チャープ1）の場合、測定操作手順4（2）オにおいて、繰り返し周期12sの擬似レーダーパルスを連続して15回以上検出しない場合は、結果の表示を「否」としても良い。
 - (キ) 周波数ホッピングレーダー電波試験信号（ホッピング1）の場合、測定操作手順4（2）オにおいて、繰り返し周期10sの擬似レーダーパルスを連続して13回以上検出しない場合は、結果の表示を「否」としても良い。
 - (ク) 固定パルス1及び固定パルス2については、いずれか一方の試験を省略することができる。ただし、受験機器のレーダー波検出サンプリング間隔が $0.5\mu s$ を超える場合は、固定パルス1の試験を行うこと。
 - (ケ) 可変パルス5及び可変パルス6については、いずれか一方の試験を省略することができる。
 - (コ) 4（2）キ（イ）の検出回数の合計及び試験回数の合計は、固定パルス1又は固定パルス2、固定パルス3、可変パルス4及び可変パルス5又は可変パルス6の場合の合計とする。
- (7) 2（4）において分解能帯域幅を1MHz程度としているが、疑義がある場合は分解能帯域幅の設定を広くして確認する。
- (8) 2（4）の「固定パルス1、2、3」及び「可変パルス4、5、6」において、時間軸波形を直接表示する機能を有するスペクトル分析器を用いる場合は、解析帯域幅を1MHz以上（占有周波数帯幅許容値以上が望ましい。）として測定を行っても良い。

十五 一般事項（アンテナ一体型）

1 試験場所の条件等

（1）試験場所

床面を含む6面反射波を抑圧した電波暗室とする。

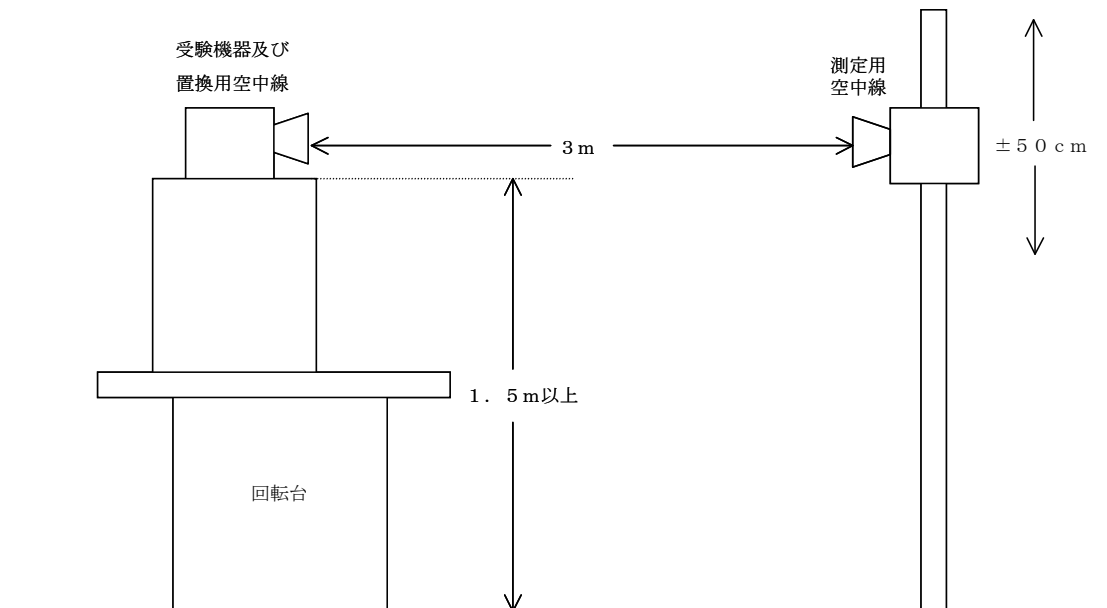
（2）試験場所の条件

電界強度の変化の最大値を、 ± 1 dB以下とし、 ± 0.5 dB以下を目標とする。

なお、この評価方法は、IEC 60489-1 改正第二版の A.2.3 Low reflection test sites (LRTS, reduced ground reflection) のための評価方法（測定場所の電界定在波を測定する方法）によるものとする。

（3）測定施設

測定施設は、次の図に準じるものとする。



ア 受験機器及び置換用空中線は回転台上に乗せ地上高1.5 m（底部）以上でできる限り高くする。台の材質及び受験機器等の設置条件は、昭和63年2月25日郵政省告示第127号「発射する電波が著しく微弱な無線局の電界強度の測定方法」（電波法施行規則（昭和25年11月30日電波監理委員会規則第14号（以下「施行規則」という。））第6条第2項関係）に準ずる。

なお、受験機器及び置換用空中線の取付けは、電波伝搬に影響のないように空中線の放射角内に回転台が入らないようにする。

イ 測定用空中線の地上高は、対向する受験機器及び置換用空中線の地上高の ± 50 cmの間可変とする。

ウ 受験機器と測定用空中線の距離は原則として3 mとする。

なお、この距離は受験機器の電力及び受験機器空中線や測定用空中線の口径等によって考慮する必要がある。

エ 測定用空中線及び置換用空中線は指向性のある型で、広帯域特性を有し、かつ、受験機器の空中線と同一偏波のものが望ましい。

2 本試験方法の適用対象

（1）本試験方法はアンテナ一体型の設備に適用する。アンテナ端子（試験用端子を含む）のある設備の試験方法は別に定める。

(2) 本試験方法は内蔵又は付加装置により次の機能が実現できる機器に適用する。

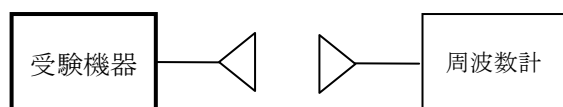
- ア 通信の相手方がない状態で電波を送信する機能
- イ 連続送信状態、又は一定周期かつ同一バースト長の継続的バースト状態で送信する機能
- ウ 試験しようとする周波数を設定して送信する機能
- エ 試験用の変調設定できる機能及び変調停止できる機能を有することが望ましい
- オ 標準符号化試験信号（ITU-T勧告O. 150による9段PN符号または15段PN符号）による変調
- カ 複数の空中線を有する無線設備の場合は、個々の空中線毎に送信をオン、オフする機能を有することが望ましい
- キ 複数の空中線を有する無線設備であって、個々の空中線毎に送信をオン、オフする機能を有しない場合は最も離れた空中線の間隔が13cm以下であること
(注 上記機能が実現できない機器の試験方法については別途検討する。)

3 その他

- (1) 測定に必要な周波数帯域の空中線の絶対利得は提出された書面で確認する。
- (2) 本試験方法は標準的な方法を定めたものであるが、これに代わる他の試験方法について技術的に妥当であると証明された場合は、その方法で試験しても良い。

十六 周波数の偏差（アンテナ一体型）

1 測定系統図



2 測定器の条件等

- (1) 周波数計としては、カウンタまたはスペクトル分析器（局発がシンセサイザ方式のもの）を使用する。
- (2) 周波数計の測定確度は、規定の許容偏差の1/10以下の確度とする。
- (3) バースト波を測定する場合は、カウンタのパルス計測機能を使用して測定する。その場合ゲート開放時間をなるべくバースト区間の全体が測れる値にする。

3 受験機器の状態

- (1) 試験周波数に設定して、送信する。
- (2) 変調を停止（拡散を停止）し、原則として「無変調波の連続送出」とする。これができない場合、「無変調波の継続的バースト送出」、又は、スペクトル分析器で周波数が測定できるような特徴的な周波数スペクトルを生じさせるような変調状態とする。
- (3) 複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線ごとに送信状態とする。

4 測定操作手順

- (1) 無変調波（連続又は継続的バースト）の場合は、周波数計で直接測定する。
- (2) バースト波の場合は、十分な精度が得られる時間について測定し、その平均値を求め測定値とする。
- (3) 特徴的な周波数スペクトルを生じさせるような試験モードの場合は、スペクトル分析器によりそのスペクトルの周波数を測定する。
- (4) 上記において、原理的に直接試験周波数に相当する周波数を測定していない場合は、必要な計算により結果を求める。

(5) 2つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、各周波数セグメント毎に送信を行い、各々の周波数セグメントについて測定する。

(6) 複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線ごとに測定する。

5 結果の表示

(1) 結果は、測定値を MHz または GHz 単位で表示するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差を百万分率 (10^{-6}) の単位で (+) または (-) の符号を付けて表示する。

(2) 2つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、割当周波数に対する各周波数セグメント毎の測定値の偏差を表示する。

(3) 複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線での測定値の内、最も偏差の大きなものを表示する他、参考としてそれぞれの空中線の測定値も表示する。

6 その他の条件

(1) 変調波で試験する場合で、スペクトル分析器による周波数測定が行えるような特徴的なスペクトラムがなく、特徴的なディップが観測される場合、信号発生器（シンセサイザ方式とする）を用いた方法で周波数を測定しても良い。すなわち、信号発生器の信号を被試験信号と同時に（又は切り替えて）スペクトル分析器で観測し、信号発生器の周波数を画面上のディップの位置に合わせ、その時の信号発生器の周波数を測定値とする。

(2) 変調を停止することが困難な場合には波形解析器を用いても良い。ただし、波形解析器を周波数計として使用する場合には、測定確度が十分であること。

(3) 複数の空中線を有する場合であっても、空中線選択方式のダイバーシティ等の切り替え回路のみで、周波数が変動する要因がない空中線の組合せであって同一の送信出力回路に接続される場合は、選択接続される空中線の測定でよい。

(4) 複数の空中線を有する場合であっても、共通の基準発振器に位相同期しているか、共通のクロック信号等を用いており、複数の空中線の周波数の偏差が同じになることが証明される場合は、一の代表的な空中線の測定結果を測定値としてもよい。

(5) 複数の空中線を有する無線設備であって、個々の空中線毎に送信をオン、オフする機能を有しない場合は、全ての空中線から送信する状態としてスペクトル分析器等を用いて測定する。

十七 占有周波数帯幅（アンテナ一体型）

1 測定系統図



2 測定器の条件等

(1) スペクトル分析器は以下のように設定する。

中心周波数	試験周波数
掃引周波数幅	許容値の約 2 ~ 3.5 倍
分解能帯域幅	許容値の約 3% 以下
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Y 軸スケール	10 dB/Div

入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器雑音レベルより十分高いこと
掃引時間	測定精度が保証される最小時間 (バースト波の場合、1 サンプル当たり 1 バーストが入ること)
データ点数	400 点以上
掃引モード	連続掃引
振幅平均処理回数	10 回以上
検波モード	サンプル

ただし、バースト波の場合はポジティブピーク

(2) スペクトル分析器の測定値は、外部または内部のコンピュータで処理する。

3 受験機器の状態

- (1) 試験周波数に設定し、標準符号化試験信号で変調する。
- (2) バースト波の場合は、副搬送波の数が少ない状態（ショートプリアンプル）の時間の割合が最小となるような変調をかける。
- (3) 2つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、各周波数セグメント毎に送信を行う。
- (4) 複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線ごとに送信状態とする。

4 測定操作手順

- (1) スペクトル分析器の設定を2(1)とする。
- (2) 受験機器及び測定用空中線を対向させ、その偏波面、高さ、方向を調整し、スペクトル分析器の入力レベルを最大にする。占有周波数帯幅の測定に必要なダイナミックレンジ（信号とノイズレベルの差が40 dB以上あるのが望ましい）が得られる入力レベルに達しない場合は、空中線間の距離を短くするなどの工夫を行う。
- (3) 表示に変化が認められなくなるまで掃引を繰り返した後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
- (4) 全データについて、dB 値を電力次元の真数に変換する。
- (5) 全データの電力総和を求め、「全電力」として記憶する。
- (6) 最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%になる限界データ点を求める。その限界点を周波数に変換して、「下限周波数」として記憶する。
- (7) 最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%になる限界データ点を求める。その限界点を周波数に変換して、「上限周波数」として記憶する。
- (8) 2つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、各周波数セグメント毎に送信を行い、各々の周波数セグメントについて占有周波数帯幅を測定する。
- (9) 複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線ごとに測定する。

5 結果の表示

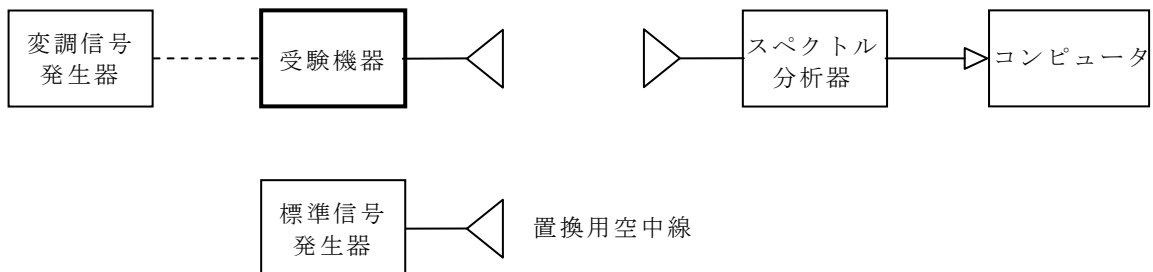
- (1) 占有周波数帯幅は、（「上限周波数」－「下限周波数」）として求め、MHz の単位で表示する。
- (2) 2つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、各周波数セグメント毎の測定値を表示する。
- (3) 複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線ごとの測定値の内、最も大きなものを表示する他、参考としてそれぞれの空中線ごとの測定値も表示する。

6 その他の条件

- (1) 2 (1) においてバースト波の場合は、表示モードをマックスホールドとして波形が変動しなくなるまで連続掃引する。
- (2) 複数の空中線を有する場合であっても、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を発射しない場合は、同時に電波を発射する空中線のための測定でよい。ただし、空中線の選択回路に非線形素子を有する場合は省略しない。
- (3) 複数の空中線を有する場合であっても、個々の空中線毎に送信をオン、オフする機能を有しない場合は、全ての空中線から送信する状態として測定する。
- (4) 複数の空中線を有する場合であっても、空中線ごとの測定値が許容値から100kHzを減じた値を超える場合は、全ての空中線から送信し空中線電力の総和が最大となる状態で測定し、それぞれの空中線ごとの測定値に加えて表示すること。

十八 スプリアス発射又は不要発射の強度（アンテナ一体型）

1 測定系統図



注1 コンピュータは、振幅の平均値を求める場合に使用する。

2 測定器の条件等

- (1) 不要発射探索時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

掃引周波数幅	(注2)
分解能帯域幅	1 MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Y軸スケール	10 dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引時間	測定精度が保証される最小時間 (注3)
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

注2：不要発射の探索は、30MHzから26GHzまでとする。ただし、以下の周波数を除く。

占有周波数帯幅1.8MHz以下のもの

- 5. 2GHz帯：5, 140MHzから5, 360MHz
- 5. 3GHz帯：5, 140MHzから5, 360MHz
- 5. 6GHz帯：5, 460MHzから5, 740MHz

占有周波数帯幅1.8MHzを超え1.9MHz以下のもの

- 5. 2GHz帯：5, 135MHzから5, 365MHz
- 5. 3GHz帯：5, 135MHzから5, 365MHz

5. 6 GHz 帯：5, 455 MHz から 5, 745 MHz
占有周波数帯幅 1.9 MHz 超え 3.8 MHz 以下

5. 2 GHz 帯：5, 100 MHz から 5, 400 MHz

5. 3 GHz 帯：5, 100 MHz から 5, 400 MHz

5. 6 GHz 帯：5, 420 MHz から 5, 760 MHz

占有周波数帯幅 3.8 MHz 超え 7.8 MHz 以下

5. 2 GHz 帯：5, 020 MHz から 5, 480 MHz

5. 3 GHz 帯：5, 020 MHz から 5, 480 MHz

5. 6 GHz 帯：5, 340 MHz から 5, 800 MHz

占有周波数帯幅 7.8 MHz 超え

5. 2 GHz 帯、5. 3 GHz 帯：4, 916 MHz から 5, 584 MHz

5. 6 GHz 帯 : 5, 420 MHz から 5, 760 MHz

注3：バースト波の場合、掃引時間短縮のため「(掃引周波数幅 (MHz) ÷ 分解能帯域幅 (MHz)) × バースト周期 (s)」で求まる時間以上であれば掃引時間として設定しても良い。ただし、検出された信号レベルが最大 3 dB 小さく観測される可能性があるので注意を要する。

(2) 不要発射振幅測定時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

中心周波数	搬送波周波数及び不要発射周波数 (探索された周波数)
掃引周波数幅	0 Hz
分解能帯域幅	1 MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Y軸スケール	10 dB/Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引時間	測定精度が保証される最小時間 ただし、バースト波の場合、1 バーストの継続時間以上
掃引モード	連続掃引
検波モード	サンプル

3 受験機器の状態

(1) 試験周波数に設定し、連続送信状態又は継続的 (一定周期、一定バースト長) バースト送信状態とする。

(2) 拡散符号を用いるものは、試験拡散符号に設定し、標準符号化試験信号で変調する。

(3) 2つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、同時に2つの周波数セグメントの送信を行う。

(4) 送信の偏波面は、受験機器の使用状態と同様にする。

(5) 複数の空中線を有する場合であって、空中線電力を制御する機能を有する場合は、それぞれの空中線ごとに送信状態として電力制御を最大出力となるように設定する。

4 測定操作手順

(1) 不要発射の探索

ア 受験機器及び測定用空中線の高さや方向をおおよそ対向させる。

イ スペクトル分析器の設定を2(1)として、不要発射を探索して、レベル測定が必要なスペクトルの見当をつける。又、スペクトル分析器による周波数の測定精度を高めるため、周波数掃引幅を100 MHz、10 MHz、1 MHzと順次狭くして、不要発射周波数を求める。

(2) 不要発射のレベル測定

(1) で探索した不要発射の周波数について（複数ある場合はその各々について）、次に示す ア から ウ の操作により最大指示値を記録した後、それぞれの不要発射の周波数に相当する周波数について、エ から ク の置換測定により不要発射のレベルを測定する。

また、一度に多くの受験機器を測定する場合、測定の効率化を図るため、標準信号発生器から一定の値を出力しエ から カ の操作を測定精度を損なわない範囲の周波数間隔で繰返し、ク に示した式の G_S と L_F 、いわゆる換算値を予め取得した後、受験機器毎に ア から ウ の操作を行い測定してもよい。

ア スペクトル分析器の設定を 2 (2) とする。

イ 受験機器を回転させて不要発射の受信電力最大方向に調整する。

ウ 測定用空中線の地上高を受験機器の空中線を中心として ± 50 cm 程度の間変化させ、また、測定用空中線の向きを調整して、不要発射の受信電力の最大となる位置を探し、この点のスペクトル分析器の読みを「E」とする。

なお、不要発射がバースト波の場合は、バースト内の平均値を「E」とする。

エ 受験機器を台上から外し、置換用空中線の開口面を受験機器の開口面と同一位置に設定して、置換用の標準信号発生器から同一周波数の電波を出し、受信する。

オ 置換用空中線を回転し、電力最大方向に調整する。

カ 測定用空中線の地上高を置換用空中線を中心として ± 50 cm 程度の間変化させ、また、測定用空中線の向きを調整して、受信電力の最大となる位置にする。

キ 標準信号発生器の出力を調整して「E」と等しい値となる電力 P_S を記録するか、あるいは「E」に近い値 (± 1 dB 以内) として、「E」との差から逆算して P_S を記録する。

ク 不要発射の電力 (dBm) を、下の式により求める。

$$\text{不要発射電力} = P_S + G_S - G_T - L_F$$

記号 P_S ; 標準信号発生器の出力 (単位 dBm)

G_S ; 置換用空中線の絶対利得 (単位 dBi)

G_T ; 受験機器の空中線絶対利得 (単位 dBi)

L_F ; 標準信号発生器と置換用空中線間の給電線の損失 (単位 dB)

なお、ここでそれぞれの値は不要発射の周波数におけるものである。

(3) 複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線ごとに測定する。

5 結果の表示

(1) 上で求めた不要発射電力を許容値の周波数区分毎に最大の 1 波を μ W/MHz 単位で周波数とともに表示する。

(2) 複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線ごとの測定値において各周波数ごとにおける総和を μ W/MHz 単位で周波数とともに表示する他、参考としてそれぞれの空中線ごとに最大の 1 波を μ W/MHz 単位で周波数とともに表示する。

6 その他の条件

(1) 2 (2) において、スペクトル分析器の検波モードは「サンプル」の代わりに「RMS」を用いても良い。

(2) (1) において、不要発射のバースト時間率 (注 4) を不要発射周波数毎に求めた場合は、2 (2) において掃引周波数幅を 10 MHz 程度としても良い。

注4：バースト時間率＝（電波を発射している時間／バースト周期）

- (3) 受験機器の機種によっては、空中線の指向特性により不要発射のレベルが大きく変化することに注意が必要である。
- (4) 受験機器の回路構成から判断して不要発射が発生しないことが明らかな特定の周波数帯がある場合は、必要に応じその周波数帯の測定を省略しても差支えない。
- (5) 不要発射は給電線に供給される周波数毎の平均電力と定義されているので、不要発射の探索は30 MHz から2.6 GHz までと幅広く行うことにしているが、実際の測定では受験機器の構成等による周波数特性により、不要発射が技術基準を十分に満足することが明らかな特定の周波数帯がある場合は、必要に応じその周波数帯の測定を省略しても差支えない。
- (6) 受験機器空中線が円偏波の場合、直線偏波の空中線で測定をした時は、V及びH成分の電力和とする。
- (7) 5（2）において、各周波数ごとにおける総和を表示することとしているが、それぞれの空中線ごとの測定値が、許容値を空中線本数（注5）で除した値を超える周波数において1 MHz 帯域内の値の総和を求める。なお、全ての空中線において許容値を空中線本数で除した値を下回る場合は、それぞれの測定帯域において最大の測定値となる空中線の測定値に空中線本数を乗じた値を表示しても良い。

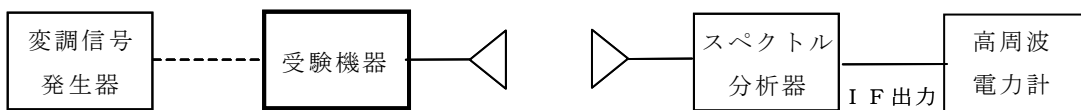
注5：空中線本数は、同時に電波を発射する空中線の本数（ストリーム数等）であって、空中線選択方式のダイバーシティ等で切り替える空中線の本数を含まない。

- (8) 複数の空中線を有する場合であっても、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を発射しない場合は、同時に電波を発射する空中線のみでの測定でよい。ただし、空中線の選択回路に非線形素子を有する場合又は、空中線によって測定値が異なることが懸念される場合は省略してはならない。
- (9) 複数の空中線を有する無線設備であって、個々の空中線毎に送信をオン、オフする機能を有しない場合は、全ての空中線から送信する状態として測定する。この場合の置換用空中線の設置位置は受験機器空中線の中心位置とする。

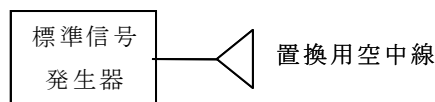
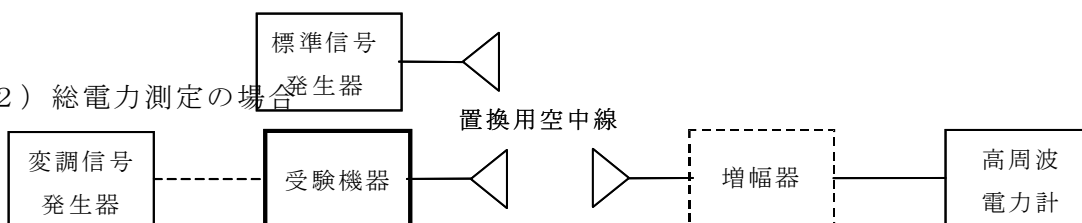
十九 空中線電力の偏差（アンテナ一体型）

1 測定系統図

(1) 1 MHz 当たりの電力測定の場合



(2) 総電力測定の場合



注 1 増幅器は高周波電力計の感度が不足する場合に用いる。

2 測定器の条件等

- (1) スペクトル分析器の、分解能帯域幅 1 MHz における等価雑音帯域幅を測定し、分解能帯域幅を等価帯域幅に補正する補正値を求める。ただし、拡散帯域幅が 1 MHz 以下の場合、測定した等価雑音帯域幅を用いて補正を行う必要はない。
- (2) スペクトル分析器の I F 出力に高周波電力計を接続する。測定に際し、高周波電力計に最適なレベルが加わるように、スペクトル分析器の I F 利得（基準レベルの設定）を予め調整しておく。
- (3) 1 MHz 当たりの空中線電力の最大値を与える周波数探索時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	試験周波数
掃引周波数幅	占有周波数帯幅の 2 倍程度
分解能帯域幅	1 MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Y 軸スケール	1 0 dB/Div
掃引時間	測定精度が保証される最小時間 (バースト波の場合、1 サンプル当たり 1 バーストが入ること)
トリガ条件	フリーラン
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

- (4) 探索された周波数での 1 MHz 当たりの空中線電力測定する時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	最大電力を与える周波数（探索された周波数）
掃引周波数幅	0 Hz
分解能帯域幅	1 MHz
掃引モード	連続掃引

3 受験機器の状態

- (1) 試験周波数に設定し、連続送信状態又は継続的（一定周期、一定バースト長）バースト送信状態とする。
- (2) 拡散符号を用いるものは、試験拡散符号に設定し、標準符号化試験信号で変調する。
- (3) 直交周波数分割多重方式の場合は、バースト送信状態とし、副搬送波の数が最も少ない状態（ショートプリアンブル）の時間の割合が最大となるような変調をかける。ただし、これは、実運用状態で連続的に生じうる範囲で行うこととする。もし、このような変調がかけられない場合は、一定周期、一定バースト長のバースト送信状態、または連続送信状態で行っても良い。
- (4) 2 つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、同時に 2 つの周波数セグメントの送信を行う。
- (5) 複数の空中線を有する場合であって、空中線電力を制御する機能を有する場合は、それぞれの空中線ごとに送信状態として電力制御を最大出力となるように設定する。

4 測定操作手順

I 直交周波数分割多重方式又は直接拡散を使用するスペクトル拡散方式の場合

1 MHz 当たりの空中線電力を、以下の手順で測定する。

- (1) 測定系統図(1)にしたがい、受験機器及び測定用空中線の高さや方向をおおよそ対向させる。
- (2) スペクトル分析器の設定を2(3)として受信する。
- (3) 受験機器を回転させて受信電力最大方向に調整する。
- (4) 掃引を繰り返し電力が最大になる周波数をマーカで測定する。この場合、スペクトル分析器の周波数の測定精度を高めるため、周波数掃引幅を10MHz、1MHz、と順次狭くして電力が最大となる周波数を求める。
- (5) 2つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、各々の周波数セグメントについて、(4)と同様に1MHz当たりの電力が最大となる周波数を求める。
- (6) 測定用空中線の地上高を受験機器の空中線を中心として±50cm程度の間変化させ、また、測定用空中線の向きを調整して、電力が最大となる位置を探し、この点でのスペクトル分析器のIF出力に接続された高周波電力計の読みを「E」とする。
- (7) 受験機器を台上から外し、置換用空中線の開口面を受験機器の開口面と同一位置に設定して、置換用の標準信号発生器から同一周波数の電波を出し、受信する。
- (8) 置換用空中線を回転し、電力最大方向に調整する。
アナライザの設定を2(4)とする。
- (9) 測定用空中線の地上高を置換用空中線を中心として±50cm程度の間変化させ、また、測定用空中線の向きを調整して、受信電力が最大となる位置にする。
- (10) 標準信号発生器の出力を調整して「E」と等しい値となる電力 P_s を記録するか、若しくは「E」に近い値(±1dB以内)として、「E」との差から逆算して P_s を記録する。
- (11) 等価雑音帯域幅補正前の空中線電力を、下の式により求める。

$$P_o = P_s + G_s - G_T - L_F$$

記号 P_s ; 標準信号発生器の出力 (dBm)

G_s ; 置換用空中線の絶対利得 (dBi)

G_T ; 受験機器の空中線絶対利得 (dBi)

L_F ; 標準信号発生器と置換用空中線間の給電線の損失 (dB)

- (12) 空中線電力は、次のとおりとする。

- ① 連続波の場合 (11)の結果を2(1)により補正した値
- ② バースト波の場合 連続波の場合と同様に補正した値と送信時間率から、バースト内の平均電力を計算した値

$$\text{バースト内平均電力} = \frac{\text{(11)の結果を2(1)により補正した値}}{\text{送信時間率}}$$

- (13) 直交周波数分割多重方式 副搬送波の変調方式が複数 式の場合で、ある場合は、それぞれの場合の空中線電力を測定し、最も大きい値を測定値とする。
- (14) 2つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、各々の周波数セグメントについて、空中線電力を測定する。
- (15) 複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線ごとに測定する。

II その他の方式の場合

総電力及び1MHz当たりの等価等方輻射電力を、以下の手順で測定する。

- (1) 測定系統図(2)にしたがい、受験機器及び測定用空中線の高さや方向をおおよそ対向させる。

- (2) 受験機器を回転させて受信電力最大方向に調整する。
- (3) 測定用空中線の地上高を受験機器の空中線を中心として±50 cm程度の間変化させ、また、測定用空中線の向きを調整して、電力が最大となる位置を探し、この点での高周波電力計の読みを「E」とする。
- (4) 受験機器を台上から外し、置換用空中線の開口面を受験機器の開口面と同一位置に設定して、置換用の標準信号発生器から試験周波数と同一周波数の電波を出し、受信する。
- (5) 置換用空中線を回転し、電力最大方向に調整する。
- (6) 測定用空中線の地上高を置換用空中線を中心として±50 cm程度の間変化させ、また、測定用空中線の向きを調整して、電力が最大となる位置を探す。
- (7) 標準信号発生器の出力を調整して「E」と等しい値となる電力 P_s を記録するか、若しくは「E」に近い値(±1 dB以内)として、「E」との差から逆算して P_s を記録する。
- (8) 空中線電力を、下の式により求める。

$$P_o = P_s + G_s - G_T - L_F$$

記号 P_s ; 標準信号発生器の出力 (dBm)

G_s ; 置換用空中線の絶対利得 (dBi)

G_T ; 受験機器の空中線絶対利得 (dBi)

L_F ; 標準信号発生器と置換用空中線間の給電線の損失 (dB)

- (9) 空中線電力は次のとおりとする。

①連続波の場合 P_o の値

②パースト波の場合 P_o の値と送信時間率から、パースト内の平均電力を計算した値

$$\text{パースト内平均電力} = \frac{P_o}{\text{送信時間率}}$$

- (10) 測定系統図(1)に従って、1 MHz 当たりの等価等方輻射電力を、上記 I の 1 MHz 当たりの空中線電力の測定と同じ方法で測定する。

ただし、I (10) の式は、等価等方輻射電力の計算式

$$P_o = P_s + G_s - L_F$$

とする。

- (11) 複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線ごとに測定する。

5 結果の表示

- (1) 結果は、空中線電力の絶対値を、直交周波数分割多重方式又は直接拡散を使用するスペクトル拡散方式の場合は 4 I (11) で求めた値を mW/MHz 単位に換算して表示し、その他の方式の場合は 4 II (9) で求めた値を mW 単位で表示するとともに、定格(工事設計書に記載される)空中線電力に対する偏差を%単位で(+)または(-)の符号を付けて表示する。また、等価等方輻射電力を 1 MHz 当たりの空中線電力と空中線の絶対利得を用いて計算し、(又は 4 II (10) で得た値を) mW/MHz 単位で表示する。(注2)

- (2) 複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線ごとの測定値を真数で加算して表示する他、参考としてそれぞれの空中線ごとの測定値も表示する。

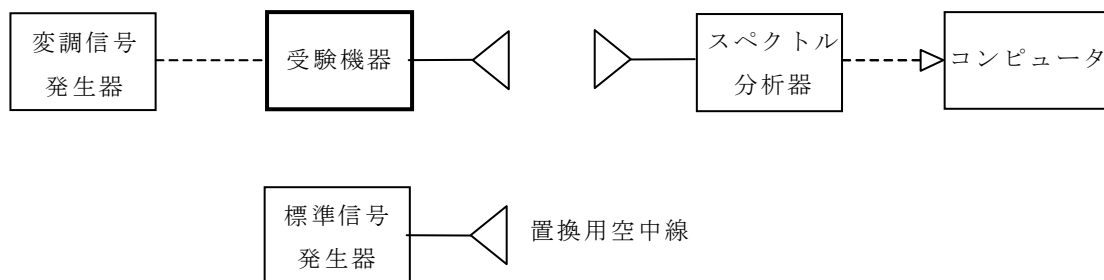
注2: 2つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、各々の周波数セグメントの空中線電力測定値を表示する。

6 その他の条件

- (1) 受験機器の空中線が円偏波の場合、直線偏波の空中線で測定した時は、V及びH成分の電力和とする。
- (2) 4 Iにおいて、スペクトル分析器の検波モードを「RMS」として測定する場合には高周波電力計に代えても良い。
- (3) (2)において、スペクトル分析器の検波モードを「RMS」とする場合は、ビデオ帯域幅を分解能帯域幅と同程度に設定するか、または、ビデオ帯域幅の設定をOFFとして、空中線電力の最大値を与える周波数探索を行っても良い。
- (4) スペクトル分析器の検波モードが、電力の真値(RMS)を表示するものであれば、スペクトル分析器表示値(バースト波の場合はバースト内平均電力に換算すること。)を測定値としても良い。ただし、分解能帯域幅1MHzにおける等価雑音帯域幅の補正が可能であること。なお、測定値に疑義がある場合は2(4)の方法を用いて確認を行うこと。
- (5) 複数の空中線を有する場合であっても、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を発射しない場合は、同時に電波を発射する空中線だけの測定でよい。ただし、空中線によって測定値が異なることが懸念される場合は省略してはならない。
- (6) 複数の空中線を有する無線設備であって、個々の空中線毎に送信をオン、オフする機能を有しない場合は、全ての空中線から送信する状態として測定する。この場合の置換用空中線の設置位置は受験機器空中線の中心位置とする。

二十 隣接チャネル漏洩電力及び帯域外漏洩電力(アンテナ一体型)

1 測定系統図



2 測定器の条件等

- (1) 隣接チャネル漏洩電力測定時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

中心周波数	測定操作手順に示す周波数
掃引周波数幅	(注1)に示す周波数幅
分解能帯域幅	300kHz
ビデオ帯域幅	300kHz
Y軸スケール	10dB/Div
入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器雑音より十分高いこと
データ点数	400点以上
掃引モード	連続掃引
検波モード	サンプル
	ただし、バースト波の場合はポジティブピーク
振幅平均処理回数	スペクトラムの変動が無くなる程度の回数

注1 (5.2GHz帯) (5.3GHz帯)

占有周波数帯幅 18MHz以下

: 18MHz幅

占有周波数帯幅 1.8 MHz 超え 1.9 MHz 以下 : 1.9 MHz 幅
 占有周波数帯幅 1.9 MHz 超え 3.8 MHz 以下 : 3.8 MHz 幅
 占有周波数帯幅 3.8 MHz 超え 7.8 MHz 以下 : 7.8 MHz 幅
 (5.6 GHz 帯)

直交周波数分割多重方式以外の場合 : 1.8 MHz 幅
 直交周波数分割多重方式の場合

占有周波数帯幅 1.9.7 MHz 以下 : 1.9 MHz 幅
 占有周波数帯幅 1.9.7 MHz 超え 3.8 MHz 以下 : 3.8 MHz 幅
 占有周波数帯幅 3.8 MHz 超え 7.8 MHz 以下 : 7.8 MHz 幅

(2) 帯域外漏洩電力探査時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

掃引周波数幅	(注2) に示す周波数幅
分解能帯域幅	1 MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Y軸スケール	10 dB/Div
掃引時間	測定精度が保証される最小時間 (バースト波の場合、1 サンプル当たり 1 バーストが入ること)
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

注2：掃引周波数範囲は、無線設備ごとに以下の通りとする。

① 5, 1.80 MHz、5, 2.00 MHz、5, 2.20 MHz、5, 2.40 MHz の電波を使用する場合 (5.2 GHz 帯)

占有周波数帯幅 1.8 MHz 以下の場合

5, 1.40 MHz～5, 1.42 MHz、
 5, 1.42 MHz～5, 1.50 MHz、
 5, 2.50 MHz～5, 2.51 MHz、
 5, 2.51 MHz～5, 2.60 MHz、
 5, 2.60 MHz～5, 2.66.7 MHz、
 5, 2.66.7 MHz～5, 3.60 MHz

占有周波数帯幅 1.8 MHz 超え 1.9 MHz 以下の場合

5, 1.35 MHz～5, 1.42 MHz、
 5, 1.42 MHz～5, 1.50 MHz、
 5, 2.50 MHz～5, 2.51 MHz、
 5, 2.51 MHz～5, 2.60 MHz、
 5, 2.60 MHz～5, 2.66.7 MHz、
 5, 2.66.7 MHz～5, 3.65 MHz

② 5, 1.90 MHz、5, 2.30 MHz の電波を使用する場合 (5.2 GHz 帯)

5, 1.00 MHz～5, 1.41.6 MHz、
 5, 1.41.6 MHz～5, 1.50 MHz、
 5, 2.50 MHz～5, 2.51 MHz、
 5, 2.51 MHz～5, 2.70 MHz、

5, 270 MHz～5, 278.4 MHz、
5, 278.4 MHz～5, 400 MHz

③ 5, 210 MHz の電波を使用する場合 (5. 2 GHz 帯)

5, 020 MHz～5, 123.2 MHz、
5, 123.2 MHz～5, 150 MHz、
5, 250 MHz～5, 251 MHz、
5, 251 MHz～5, 290 MHz、
5, 290 MHz～5, 296.7 MHz、
5, 296.7 MHz～5, 480 MHz

④ 5, 250 MHz の電波を使用する場合 (5. 2 GHz 帯)

4, 916 MHz～5, 099.6 MHz、
5, 099.6 MHz～5, 150 MHz、
5, 350 MHz～5, 400.4 MHz、
5, 400.4 MHz～5, 584 MHz

⑤ 5, 260 MHz、5, 280 MHz、5, 300 MHz、5, 320 MHz の電波を使用する場合 (5. 3 GHz 帯)

占有周波数帯幅 18 MHz 以下の場合

5, 140 MHz～5, 233.3 MHz、
5, 233.3 MHz～5, 240 MHz、
5, 240 MHz～5, 249 MHz、
5, 249 MHz～5, 250 MHz、
5, 350 MHz～5, 360 MHz

占有周波数帯幅 18 MHz 超え 19 MHz 以下の場合

5, 135 MHz～5, 233.3 MHz、
5, 233.3 MHz～5, 240 MHz、
5, 240 MHz～5, 249 MHz、
5, 249 MHz～5, 250 MHz、
5, 350 MHz～5, 365 MHz

⑥ 5, 270 MHz、5, 310 MHz の電波を使用する場合 (5. 3 GHz 帯)

5, 100 MHz～5, 210 MHz、
5, 210 MHz～5, 221.6 MHz、
5, 221.6 MHz～5, 230 MHz、
5, 230 MHz～5, 249 MHz、
5, 249 MHz～5, 250 MHz、
5, 350 MHz～5, 358.4 MHz、
5, 358.4 MHz～5, 400 MHz

⑦ 5, 290 MHz の電波を使用する場合 (5. 3 GHz 帯)

5, 020 MHz～5, 203.3 MHz、
5, 203.3 MHz～5, 210 MHz、

5, 210 MHz～5, 249 MHz、
5, 249 MHz～5, 250 MHz、
5, 350 MHz～5, 376.8 MHz、
5, 376.8 MHz～5, 480 MHz

- ⑧ 5, 500 MHz、5, 520 MHz、5, 540 MHz、5, 560 MHz、5, 580 MHz、5, 600 MHz、5, 620 MHz、5, 630 MHz、5, 640 MHz、5, 660 MHz、5, 670 MHz、5, 680 MHz、5, 700 MHz の周波数の電波を使用する場合（**5.6 GHz 帯**）

直交周波数分割多重方式以外の場合

5, 460 MHz～5, 470 MHz
5, 725 MHz～5, 740 MHz

直交周波数分割多重方式の場合

5, 455 MHz～5, 460 MHz
5, 460 MHz～5, 470 MHz
5, 725 MHz～5, 740 MHz
5, 740 MHz～5, 745 MHz

- ⑨ 5, 510 MHz、5, 550 MHz、5, 590 MHz、5, 630 MHz、5, 670 MHz の周波数の電波を使用する場合（**5.6 GHz 帯**）

5, 420 MHz～5, 460 MHz
5, 460 MHz～5, 470 MHz
5, 725 MHz～5, 760 MHz

- ⑩ 5, 530 MHz、5, 610 MHz の周波数の電波を使用する場合（**5.6 GHz 帯**）

5, 340 MHz～5, 460 MHz
5, 460 MHz～5, 469.5 MHz
5, 469.5 MHz～5, 470 MHz
5, 725 MHz～5, 860 MHz

- ⑪ 5, 570 MHz の周波数の電波を使用する場合（**5.6 GHz 帯**）

5, 236 MHz～5, 419.6 MHz
5, 419.6 MHz～5, 470 MHz
5, 725 MHz～5, 904 MHz

- ⑫ 5, 210 MHz 及び5, 530 MHz 又は5, 610 MHz の周波数の電波を同時に使用する場合（**5.2 GHz 帯**）及び（**5.6 GHz 帯**）

5, 020 MHz～5, 134.8 MHz
5, 134.8 MHz～5, 150 MHz
5, 250 MHz～5, 251 MHz
5, 251 MHz～5, 285.2 MHz
5, 285.2 MHz～5, 370 MHz
5, 370 MHz～5, 454.8 MHz

5, 454.8 MHz ~ 5, 470 MHz

5, 725 MHz ~ 5, 800 MHz

⑬ 5, 290 MHz 及び 5, 530 MHz 又は 5, 610 MHz の周波数の電波を同時に使用する場合（5.3 GHz 帯）及び（5.6 GHz 帯）

5, 020 MHz ~ 5, 214.8 MHz

5, 214.8 MHz ~ 5, 249 MHz

5, 249 MHz ~ 5, 250 MHz

5, 350 MHz ~ 5, 365.2 MHz

5, 365.2 MHz ~ 5, 410 MHz

5, 410 MHz ~ 5, 454.8 MHz

5, 454.8 MHz ~ 5, 470 MHz

5, 725 MHz ~ 5, 800 MHz

(3) 帯域外漏洩電力測定時のスペクトル分析器の設定は次のようにする。

中心周波数	帯域外漏洩電力の周波数（探索された周波数）
掃引周波数幅	0 Hz
分解能帯域幅	1 MHz
ビデオ帯域幅	10 kHz
Y軸スケール	10 dB/Div
掃引時間	測定精度が保証される最小時間 ただし、バースト波の場合、1バーストの継続時間以上
掃引モード	連続掃引
検波モード	サンプル

(4) スペクトル分析器の測定値は、外部または内部のコンピュータで処理する。

3 受験機器の状態

(1) 試験周波数に設定し、標準符号化試験信号で変調する。

(2) 連続送信状態又は継続的（一定周期、一定バースト長）バースト送信状態とする。

(3) バースト波の場合は、副搬送波の数が少ない状態（ショートプリアンプル）の時間の割合が最小となるような変調をかける。

(4) 複数の空中線を有する場合であって、空中線電力を制御する機能を有する場合は、それぞれの空中線ごとに送信状態として電力制御を最大出力となるように設定する。

(5) 複数の空中線を有する場合は、実運用状態で同時に送信状態となる全ての空中線を送信状態にする。

4 測定操作手順

I 隣接チャネル漏洩電力の測定

(1) スペクトル分析器の設定を2(1)とする。

(2) 受験機器及び測定用空中線を対向させ、その偏波面、高さ、方向を調整し、スペクトル分析器の入力レベルを最大にする。隣接チャネル漏洩電力の測定に必要なダイナミックレンジが得られる入力レベルに達しない場合は、空中線間の距離を短くするなどの工夫を行う。

(3) 搬送波電力 (P_c) の測定

ア 搬送波周波数を中心周波数にして掃引する。

イ 全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

- ウ 全データについて、dB 値を電力次元の真数に変換する。
- エ 全データの電力総和を求め、これを P_c とする。
- (4) 上側隣接チャンネル漏洩電力 (P_U) の測定
 - ア 搬送波周波数 + 20 MHz 又は + 40 MHz (注3) を中心周波数にして掃引する。
 - イ 全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
 - ウ 全データについて、dB 値を電力次元の真数に変換する。
 - エ 全データの電力総和を求め、これを P_U とする。
 - オ 搬送波周波数 + 40 MHz 又は + 80 MHz (注3) を中心周波数にして掃引し、終了後、イからエの手順を繰り返す。
- (5) 下側隣接チャンネル漏洩電力 (P_L) の測定
 - ア 搬送波周波数 - 20 MHz 又は - 40 MHz (注3) を中心周波数にして掃引する。
 - イ 全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
 - ウ 全データについて、dB 値を電力次元の真数に変換する。
 - エ 全データの電力総和を求め、これを P_L とする。
 - オ 搬送波周波数 - 40 MHz 又は - 80 MHz (注3) を中心周波数にして掃引し、終了後、イからエの手順を繰り返す。

注3 (5.2 GHz 帯) (5.3 GHz 帯)

占有周波数帯幅 1.8 MHz 以下	: ± 20 MHz、± 40 MHz
占有周波数帯幅 1.8 MHz 超え 1.9 MHz 以下	: ± 20 MHz、± 40 MHz
占有周波数帯幅 1.9 MHz 超え 3.8 MHz 以下	: ± 40 MHz、± 80 MHz
占有周波数帯幅 3.8 MHz 超え 7.8 MHz 以下	: ± 80 MHz

(5.6 GHz 帯)

直交周波数分割多重方式以外の場合 : ± 20 MHz、± 40 MHz

直交周波数分割多重方式の場合

占有周波数帯幅 1.9.7 MHz 以下	: ± 20 MHz、± 40 MHz
占有周波数帯幅 1.9.7 MHz 超え 3.8 MHz 以下	: ± 40 MHz、± 80 MHz
占有周波数帯幅 3.8 MHz 超え 7.8 MHz 以下	: ± 80 MHz

- (6) 複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線ごとに測定する他、実運用状態で同時に送信状態となる全ての空中線を送信状態にして測定する。

II 帯域外漏洩電力の測定

(1) 帯域外漏洩電力の探索

- ア 受験機器及び測定用空中線の高さと方向をおおよそ対向させる。
- イ スペクトル分析器の設定を 2 (2) として、各帯域毎に帯域外漏洩電力を探索して、各帯域において少なくとも 1 波以上のレベル測定が必要なスペクトラムの見当をつける。又、スペクトル分析器による周波数の測定精度を高めるため、周波数掃引幅を 100 MHz, 10 MHz, 1 MHz と順次狭くして、そのスペクトラムの周波数を求める。

(2) 帯域外漏洩電力のレベル測定

- (1) で探索した周波数の各々について、次に示す ア から ウ の操作により最大指示値を記録した後、それぞれのスペクトラムについて、エ から ク の置換測定によりレベルを測定する。

また、一度に多くの受験機器を測定する場合、測定の効率化を図るため、標準信号発生器から一定の値を出力しエ から カ の操作を測定精度を損なわない範囲の周波数間隔で繰返し、ク に示した式の G_S と L_F 、いわゆる換算値を予め取得した後、受験機器毎にア から ウ の操作を行い測定してもよい。

ア スペクトル分析器の設定を2 (3) とする。

イ 受験機器を回転させて帯域外漏洩電力の受信電力最大方向に調整する。

ウ 測定用空中線の地上高を受験機器の空中線を中心として ± 50 cm程度の間変化させ、また、測定用空中線の向きを調整して、受信電力の最大となる位置を探し、この点のスペクトル分析器の読みを「E」とする。

なお、バースト波の場合は、バースト内の平均値を「E」とする。

エ 受験機器を台上から外し、置換用空中線の開口面を受験機器の開口面と同一位置に設定して、置換用の標準信号発生器から同一周波数の電波を出し、受信する。

オ 置換用空中線を回転し、電力最大方向に調整する。

カ 測定用空中線の地上高を置換用空中線を中心として ± 50 cm程度の間変化させ、また、測定用空中線の向きを調整して、受信電力の最大となる位置を探す。

キ 標準信号発生器の出力を調整して「E」と等しい値となる電力 P_S を記録するか、あるいは「E」に近い値 (± 1 dB以内) として、「E」との差から逆算して P_S を記録する。

ク 帯域外漏洩電力の等価等方輻射電力 (dBm/MHz) を、下の式により求める。

$$\text{等価等方輻射電力} = P_S + G_S - L_F$$

記号 P_S ; 標準信号発生器の出力 (単位 dBm)

G_S ; 置換用空中線の絶対利得 (単位 dBi)

L_F ; 標準信号発生器と置換用空中線間の給電線の損失 (単位 dB)

なお、ここでそれぞれの値は帯域外漏洩電力の周波数におけるものである。

(3) 複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線ごとに測定する他、実運用状態で同時に送信状態となる全ての空中線を送信状態にして測定する。

5 結果の表示

(1) 結果は、隣接チャネル漏洩電力については、下記式により計算し dB で表示する。

① 上側隣接チャネル漏洩電力比 $10 \log (P_U / P_C)$

② 下側隣接チャネル漏洩電力比 $10 \log (P_L / P_C)$

(2) 複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線ごとの空中線電力に (1) で求めた比を乗じて (dB を減じて) 隣接チャネル漏洩電力の絶対値を求め真数で加算して総和を求める。次に、複数空中線の総和の空中線電力を P_C 、隣接チャネル漏洩電力の総和を P_U 又は P_L とし (1) ①、②式により計算し dB で表示する。

(3) 隣接チャネル漏洩電力の測定において複数の空中線を同時に送信状態として測定した値は、(1) と同様に表示する。

(4) 帯域外漏洩電力については、規定の各帯域における帯域外漏洩電力の等価等方輻射電力の最大値を μ W/MHz 単位で表示する。

(5) 複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線ごとの測定値を真数で加算して総和を表示する他、参考としてそれぞれの空中線ごとの測定値も表示する。

(6) 帯域外漏洩電力の測定において複数の空中線を同時に送信状態として測定した値は、(4) と同様に表示する。

6 その他の条件

- (1) 2 (1) のスペクトル分析器の設定において、掃引周波数幅を 100 MHz 又は 200 MHz にし、一つの画面で、上側、下側ともに±20 MHz、±40 MHz 又は±40 MHz、±80 MHz の隣接チャネル漏洩電力を測定するような方法を用いてもよい。
- (2) 4 の搬送波周波数は、割当周波数とする。(4) と同様に表示する。
- (3) 受験機器空中線が円偏波の場合、直線偏波の空中線で測定をした時は、V 及び H 成分の電力和とする。
- (4) 帯域外漏洩電力を搬送波の近傍で測定する場合、スペクトル分析器の分解能帯域幅の設定が 1 MHz と広いために搬送波の電力が帯域外漏洩電力の測定値に影響を与える可能性がある。この場合、スペクトル分析器の分解能帯域幅を、搬送波電力が帯域外漏洩電力の測定値に影響を与えなくなる程度まで狭め、1 MHz 毎の電力総和を計算する等(注4)の測定上の操作が必要である。

注4：電力総和の計算は以下の式による。ただし、直接RMS値が求められるスペクトル分析器の場合は、その値を用いても良い。

$$P_s = \left(\sum_{i=1}^n E_i \right) \times \frac{S_w}{RBW \times k \times n}$$

P_s ：各周波数での 1 MHz 毎の電力総和の測定値 (W)

E_i ：1 サンプルの測定値 (W)

S_w ：掃引周波数幅 (1 MHz)

n ：掃引周波数幅 (1 MHz) 内のサンプル点数

k ：等価雑音帯域幅の補正值

RBW ：分解能帯域幅 (MHz) (ただし、 $RBW \times n \geq S_w$)

- (5) 帯域外漏洩電力の技術基準が周波数に応じて変化する帯域では、各周波数ごとの測定値(等価等方輻射電力に換算した値)が技術基準を満たす必要がある。
- (6) 2 (3) において、スペクトル分析器の検波モードは「サンプル」の代わりに「RMS」を用いても良い。
- (7) (6) において、帯域外漏洩電力のバースト時間率(注5)を許容値を超えた周波数において求めた場合は、2 (3) において掃引周波数幅を 10 MHz 程度としても良い。

注5：バースト時間率 = (電波を放射している時間 / バースト周期)

- (8) 5 (5) において、各空中線ごとにおける総和を表示することとしているが、それぞれの空中線ごとの測定値が、許容値を空中線本数(注6)で除した値を超える周波数において 1 MHz 帯域内の値の総和を求める。なお、全ての空中線において許容値を空中線本数で除した値を下回る場合は、それぞれの測定帯域において最大の測定値となる空中線ごとの測定値に空中線本数を乗じた値を表示しても良い。

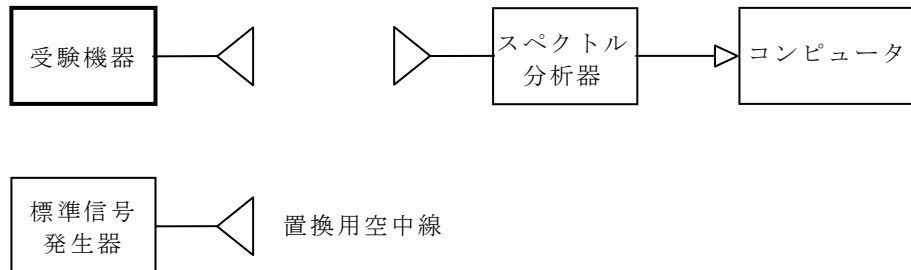
注6：空中線本数は、同時に電波を放射する空中線の本数(ストリーム数等)であって、空中線選択方式のダイバーシティ等で切り替える空中線の本数を含まない。

- (9) 複数の空中線を有する場合であっても、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を放射しない場合は、同時に電波を放射する空中線のみ測定でよい。ただし、空中線の選択回路に非線形素子を有する場合又は、空中線によって測定値が異なることが懸念される場合は省略してはならない。

(10) 複数の空中線を有する無線設備であつて、個々の空中線毎に送信をオン、オフする機能を有しない場合は、全ての空中線から送信する状態としてスペクトル分析器を用いて測定する。この場合の置換用空中線の設置位置は受験機器空中線の中心位置とする。

二十一 副次的に発する電波等の限度（アンテナ一体型）

1 測定系統図



2 測定器の条件等

(1) 副次発射探索時のスペクトル分析器は以下のように設定する。

掃引周波数幅	(注1)
分解能帯域幅	周波数が1 GHz未満のとき、100 kHz 1 GHz以上のとき、1 MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Y軸スケール	10 dB/Div
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

注1：副次発射の探索は、30 MHz から26 GHz までとする。ただし、掃引幅は受験機器の空中線の周波数特性を考慮して決めても差支えない。

(2) 副次発射測定時のスペクトル分析器は以下のように設定する。

中心周波数	測定する副次発射周波数（探索された周波数）
掃引周波数幅	0 Hz
分解能帯域幅	中心周波数が1 GHz未満のとき、100 kHz 1 GHz以上のとき、1 MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
Y軸スケール	10 dB/Div
データ点数	400点以上
掃引モード	連続掃引
検波モード	サンプル

3 受験機器の状態

- (1) 試験周波数を全時間にわたり、連続受信状態とする。
- (2) 測定用空中線の偏波面は、受験機器の使用状態と同様にする。
- (3) 複数の空中線を有する場合は、他の空中線の送信を停止又はオフとして、それぞれの空中線ごとに受信状態とする。空中線ごとに受信状態に設定できない場合は、全ての空中線を受信状態にする。

4 測定操作手順

(1) 副次発射の探索

ア 受験機器及び測定用空中線の高さや方向をおおよそ対向させる。

イ スペクトル分析器の設定を2(1)として、副次発射を探索してレベル測定が必要なスペクトルの見当をつける。

(2) 副次発射のレベル測定

(1)で探索した副次発射の周波数について(複数ある場合はその各々について)、次に示すアからウの操作により最大指示値を記録した後、それぞれの副次発射の周波数に相当する周波数について、エからクの置換測定により副次発射のレベルを測定する。

また、一度に多くの受験機器を測定する場合、測定の効率化を図るため、標準信号発生器から一定の値を出力しエからカの操作を測定精度を損なわない範囲の周波数間隔で繰返し、クに示した式の G_S と L_F 、いわゆる換算値を予め取得した後、受験機器毎にアからウの操作を行い測定してもよい。

ア スペクトル分析器の設定を2(2)とする。

イ 受験機器を回転させて副次発射の受信電力最大方向に調整する。

ウ 測定用空中線の地上高を受験機器の空中線を中心として±50cm程度の間変化させ、また、測定用空中線の向きを調整して、副次発射の受信電力の最大となる位置を探し、この点のスペクトル分析器の読みを「E」とする。

エ 受験機器を台上から外し、置換用空中線の開口面を受験機器の開口面と同一位置に設定して、置換用の標準信号発生器から同一周波数の電波を出し、受信する。

オ 置換用空中線を回転し、電力最大方向に調整する。

カ 測定用空中線の地上高を置換用空中線を中心として±50cm程度の間変化させ、また、測定用空中線の向きを調整して、受信電力の最大となる位置を探す。

キ 標準信号発生器の出力を調整して「E」と等しい値となる電力 P_S を記録するか、あるいは「E」に近い値(±1dB以内)として、「E」との差から逆算して P_S を記録する。

ク 副次発射の電力(dBm)を、下の式により求める。

$$\text{副次発射の電力} = P_S + G_S - G_T - L_F$$

記号 P_S ; 標準信号発生器の出力 (単位 dBm)

G_S ; 置換用空中線の絶対利得 (単位 dBi)

G_T ; 受験機器の空中線絶対利得 (単位 dBi)

L_F ; 標準信号発生器と置換用空中線間の給電線の損失 (単位 dB)

なお、ここでそれぞれの値は副次発射の周波数におけるものである。

(3) 複数の空中線を有する場合であって、他の空中線の送信を停止又はオフとして、それぞれの空中線ごとに受信状態とすることができる場合は空中線ごとに測定する。空中線ごとに受信状態に設定できない場合は、全ての空中線を受信状態にして測定する。

5 結果の表示

(1) 上で求めた副次発射の電力を nW 又は pW 単位に換算する。

(2) 許容値の 1 / 10 以下の場合は最大の 1 波を周波数とともに nW 又は pW 単位で表示する。

- (3) 許容値の $1/10$ を超える場合はすべての測定値を周波数とともに nW 単位で表示し、かつ電力の合計値を nW 単位で表示する。
- (4) 複数の空中線を有する場合であって、他の空中線の送信を停止又はオフとして、それぞれの空中線ごとに受信状態とすることができる場合は、それぞれの空中線ごとの測定値の総和を求め表示する。許容値を空中線本数（注2）で除した値の $1/10$ 以下の場合には最大の1波を周波数とともに nW 又は pW 単位で表示する他、参考としてそれぞれの空中線ごとに最大の1波を周波数とともに nW 又は pW 単位で表示する。
- (5) 測定値の総和が許容値を空中線本数（注2）で除した値の $1/10$ を超える場合はすべての測定値を周波数とともに nW 単位で表示し、かつ電力の合計値を nW 単位で表示する他、参考としてそれぞれの空中線ごとに最大の1波を周波数とともに nW 単位で表示する。

注2：空中線本数は、同時に電波を受信する空中線の本数（ストリーム数等）であって、空中線選択方式のダイバーシティ等で切り替える空中線の本数を含まない。

- (6) 複数の空中線を有する場合であって、それぞれの空中線ごとに受信状態とすることができない場合は、(2)、(3)と同様に表示する。

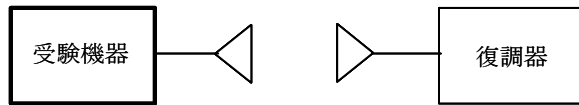
6 その他の条件

- (1) 受験機器の機種によっては、空中線の指向特性により副次発射のレベルが大きく変化することにより、測定すべき副次発射の周波数が変わることにより注意が必要である。
 - (2) 副次発射は受信空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路で消費される平均電力と定義されているので、副次発射の探索に当たっての掃引周波数幅は、受験機器の空中線の周波数特性を考慮して必要に応じその周波数幅を限定しても差支えない。
 - (3) 受験機器空中線が円偏波の場合、直線偏波の空中線で測定した時は、V及びH成分の電力和とする。
 - (4) 2(2)において、スペクトル分析器の検波モードは「サンプル」の代わりに「RMS」を用いても良い。
 - (5) (4)において、測定する副次発射のバースト時間率（注3）を副次発射周波数毎に求めた場合は、2(2)において掃引周波数幅を10MHz程度としても良い。
- 注3：バースト時間率 = (電波を発射している時間 / バースト周期)
- (6) 受験機器の設定を連続受信状態にできないものについては、受験機器の間欠受信周期を最短に設定して、測定精度が保証されるようにスペクトル分析器の掃引時間を、少なくとも1サンプル当たり1周期以上とする必要がある。
 - (7) スペクトル分析器のノイズレベルが測定値に影響を与える場合は、スペクトル分析器の入力レベルを上げるために、空中線間の距離を短くするなどの工夫を行う必要がある。
 - (8) 複数の空中線を有する場合であっても、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に受信回路に接続されない場合は、同時に受信回路に接続される空中線のみでの測定でよい。ただし、空中線によって測定値が異なることが懸念される場合や切り替えで受信回路に接続されない空中線からの発射が懸念される場合は省略してはならない。
 - (9) 5(4)、(5)はそれぞれの空中線ごとの測定において周波数ごとに測定した値が、許容値を空中線本数で除した値の $1/10$ を超えるすべての値を表示し加算するものである。

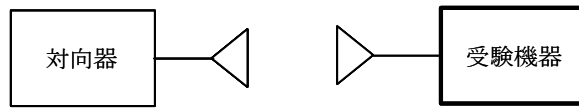
二十二 混信防止機能（アンテナ一体型）

1 測定系統図

(1) 識別符号を送信する場合



(2) 識別符号を受信する場合



2 測定器の条件等

- (1) 復調器は、受験機器が送出する送信信号を復調し、識別符号の内容が表示可能であること。
- (2) 対向器は、受験機器が送出する送信信号と同様な識別符号の送信が可能であること。

3 受験機器の状態

通常の使用状態としておく。

4 測定操作手順

- (1) 受験機器が自動的に識別符号を送信する機能を有する場合
 - ア 受験機器から、定められた識別符号を送信する。
 - イ 復調器により、送信された識別符号を確認する。
- (2) 受験機器が自動的に識別符号を受信する機能を有する場合
 - ア 対向器から、定められた識別符号を送信する。
 - イ 通常の通信が行われることを確認する。
 - ウ 対向器から、定められた識別符号と異なる符号を送信する。
 - エ 受験機器が送信停止するか、識別符号が異なる旨の表示が出ることを確認する。
- (3) 上記の条件が満たされない場合は、書面により確認する。

5 結果の表示

識別装置の機能については、良、否で表示する。

6 その他の条件

本試験項目は、4（1）又は4（2）のいずれか一方だけ行う。

二十三 送信バースト長（アンテナ一体型）

1 測定系統図



2 測定器の条件等

スペクトル分析器の設定は次のとおりとする。

中心周波数	試験周波数
掃引周波数幅	0 Hz
分解能帯域幅	1 0 MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される時間
Y軸スケール	1 0 dB/Div
検波モード	ポジティブピーク
トリガ条件	レベル立ち上がり

3 受験機器の状態

試験周波数で、受信状態から電波を発射する状態にする。

4 測定操作手順

- (1) スペクトル分析器の設定を上記2の状態とし、トリガ条件を立ち上がりトリガに設定し、受験機器を電波発射状態にする。
- (2) 複数の空中線を有する場合は、全ての空中線から電波を発射し、一の空中線が電波を発射開始してから全ての空中線が電波の発射を終了するまでを測定する。

5 結果の表示

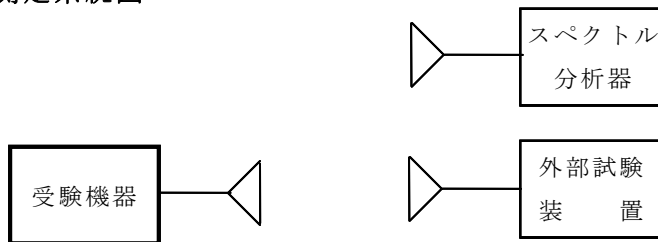
良、否で表示する。

6 その他の条件

- (1) 2において分解能帯域幅を10MHzとしているが、送信バースト時間の測定値が許容値に対し十分余裕がある場合は、サブキャリアを確認できる範囲で分解能帯域幅を1MHz程度まで狭くして測定しても良い。なお、測定値が許容値に対して余裕がない場合は、分解能帯域幅を占有周波数帯幅の許容値以上とする。
- (2) (1)において、分解能帯域幅を10MHz以上(占有周波数帯幅許容値以上が望ましい。)に設定できない場合は、広帯域検波器の出力をオシロスコープ等で測定する。
- (3) 2において、時間軸波形を直接表示する機能を有するスペクトル分析器を用いる場合は、解析帯域幅を10MHz以上(占有周波数帯幅許容値以上が望ましい。)として測定を行っても良い。

二十四 送信電力制御機能(TPC)(アンテナ一体型)

1 測定系統図



2 測定器の条件等

- (1) 外部試験装置は、受験機器と回線接続が可能な装置である。
これの代用として、受験機器と通信可能な対向機を使用することができる。
- (2) スペクトル分析器の設定は次のとおりとする。

中心周波数	最大電力を与える周波数 (「空中線電力の偏差」測定時に探索された周波数)
掃引周波数幅	0 Hz
分解能帯域幅	1 MHz 程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される時間
Y軸スケール	1 dB/Div
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

3 受験機器の状態

- (1) 試験周波数に設定し、受験機器と外部試験装置との間で回線接続する。
- (2) 受験機器の変調は、空中線電力の偏差測定時に用いた状態と同様とする。

4 測定操作手順

- (1) 受験機器及び外部試験の空中線の高さと方向を対向させる。
- (2) 受験機器と外部試験装置の間で通信を確立し、受験機器の送信出力が最大となるように外部試験装置を設定する。
- (3) スペクトル分析器を2(2)のように設定して、受験機器及びスペクトル分析器に接続された空中線の高さと方向をおおよそ対向させる。
- (4) スペクトル分析器を用いて、受験機器の送信出力最大時における送信レベルを測定する。
- (5) 空中線送信出力を低減させるように外部試験装置の設定を変更する。
- (6) スペクトル分析器を用いて、受験機器の送信出力低減時における受験機器の送信レベルを測定する。
- (7) (4)と(6)のスペクトル分析器の測定値から、受験機器の送信出力最大時と送信出力低減時の送信レベル差を求める。
- (8) 受験機器と外部試験装置の間での通信が確立出来ない等、測定が困難である場合は、受験機器の送信電力制御機能の具備(空中線電力を3dB低下させる機能)を書面で確認すること。

5 結果の表示

受験機器の送信出力最大時と送信出力低減時のレベル差が3dB以上であることを確認して良、否で表示する。

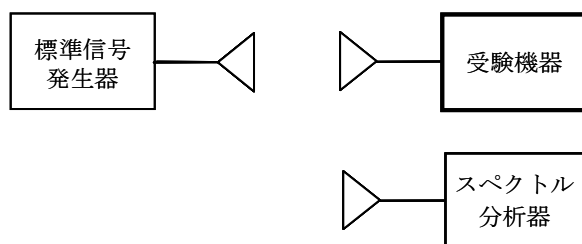
6 その他の条件

- (1) 2(2)において最大電力を与える周波数とは、2つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合の各々の周波数セグメントの最大電力を与える周波数をいう。ただし、5, 210MHzの周波数の電波を使用する場合を除く。
- (2) 送信出力を低減させる場合の受験機器への信号入力条件や制御条件等については技術基準にて規定されていない。従って、送信電力制御機能を確認する試験が困難な場合は書面によって受験機器の送信電力制御機能の具備を確認する。
- (3) 送信波のスペクトル分布が均一でない場合は、スペクトル分析器の掃引周波数帯幅を占有周波数帯幅の許容値以上として送信出力低減の確認をする。
- (4) 2において、時間軸波形を直接表示する機能を有するスペクトル分析器を用いる場合は、解析帯域幅を1MHz以上(占有周波数帯幅許容値以上が望ましい。)として測定を行っても良い。

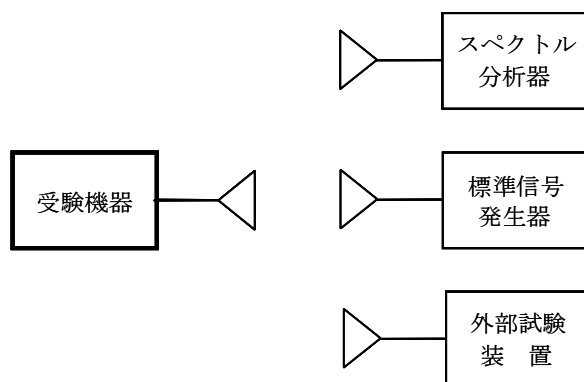
二十五 キャリアセンス機能①(アンテナ一体型)

1 測定系統図

- (1) 受験機器のみで試験を行う場合



(2) 外部試験装置を用いて試験を行う場合



2 測定器の条件等

(1) 標準信号発生器の設定は次のとおりとする。

搬送波周波数	受験機器の受信周波数帯の中心周波数（注1）
変調	無変調（注2）
出力レベル	受験機器の入力部において、電界強度が100mV/m

注1：2つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、各々の周波数セグメントの受信周波数帯の中心周波数

注2：中心周波数における無変調キャリアでは受験機器のキャリアセンスが機能しない場合は必要に応じて周波数をずらすか又は変調をかける。

(2) スペクトル分析器の設定は次のとおりとする。

中心周波数	使用帯域の中心周波数
掃引周波数幅	占有周波数帯幅の許容値程度
分解能帯域幅	1 MHz 程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Y軸スケール	10 dB/Div
トリガ条件	フリーラン
検波モード	ポジティブピーク

(3) 外部試験装置は、受験機器と回線接続が可能な装置である。

これの代用として、受験機器と通信可能な対向機を使用することができる。

3 受験機器の状態

試験周波数及び試験拡散符号に設定して、最初に受信状態にしておく。

なお、外部試験装置を用いる場合は、受験機器と外部試験装置との間で回線接続する。

4 測定操作手順

I 受験機器のみで試験を行う場合

- (1) 受験機器とスペクトル分析器を対向させる。
- (2) 受験機器を送信動作にし、スペクトル分析器で電波を発射することを確認する。
- (3) 受験機器を受信状態にする。
- (4) 標準信号発生器とスペクトル分析器を対向させる。
- (5) 標準信号発生器の出力レベルが、キャリアセンスの動作レベル以上であることをスペクトル分析器で確認する。
- (6) スペクトル分析器を台上から外し、同じ位置に受験機器を設置し標準信号発生器と対向する。また受験機器からの信号が受信できる位置にスペクトル分析器を設置する。

(7) 標準信号発生器の出力をオンの状態で、受験機器を送信動作にし、スペクトル分析器で電波を発射しないことを確認する。

II 外部試験装置を用いて試験を行う場合

(1) 標準信号発生器の出力をオフの状態にする。

(2) 受験機器と外部試験装置との間で回線接続し、試験周波数の電波が発射されることをスペクトル分析器で確認する。

(3) 受験機器を受信状態にする。

(4) 標準信号発生器とスペクトル分析器を対向させる。

(5) 標準信号発生器の出力レベルが、キャリアセンスの動作レベル以上であることをスペクトル分析器で確認する。

(6) スペクトル分析器を台上から外し、同じ位置に受験機器を設置し標準信号発生器と対向する。また受験機器からの信号が受信できる位置にスペクトル分析器を設置する。

(7) 標準信号発生器の出力をオンの状態で、受験機器を送信動作にし、スペクトル分析器で電波を発射しないことを確認する。

5 結果の表示

良、否で表示する。

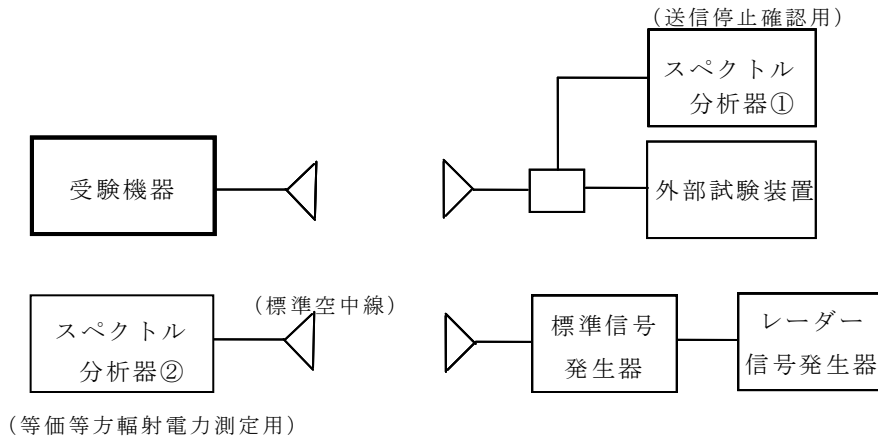
6 その他の条件

標準信号発生器の出力を変調波に設定してキャリアセンス機能の試験を行った場合は、受験機器に用いている変調方式のみならず、同一周波数帯で運用する他の無線設備に用いる変調方式の変調波についても受験機器のキャリアセンス機能が動作する必要がある。

二十六 キャリアセンス機能②（動的周波数選択（DFS））（アンテナ一体型）

（5. 3 GHz 帯）

1 測定系統図



2 測定器の条件等

(1) 外部試験装置は、受験機器と回線接続が可能な装置である。

これの代用として、受験機器と通信可能な対向機を使用することができる。

(2) レーダー信号発生器は下表の各試験信号に基づきパルスが発生させ、標準信号発生器の外部パルス変調入力に加え、擬似レーダーパルスが発生させる。

固定パルスレーダー電波試験信号

試験信号	パルス幅 (μs)	繰り返し周波数 (Hz)	連続するパルス数	繰り返し周期 (s)
固定パルス1	1.0	700	18	15.0
固定パルス2	2.5	260	18	15.0

(3) 標準信号発生器の設定は次のとおりとする。

搬送波周波数 受験機器の送信（受信）周波数の中心周波数（試験周波数）

変調 レーダー信号発生器の出力信号によってパルス変調する。

出力レベル 受験機器の受信空中線で受信する等価等方輻射電力（レーダー波送信期間中の平均電力；規定入力レベル）を次のとおり設定する。

(ア) 受験機器の最大等価等方輻射電力が 200 mW 未満の場合
- 62 dBm

(イ) 受験機器の最大等価等方輻射電力が 200 mW 以上の場合
- 64 dBm

(4) 擬似レーダーパルス信号の等価等方輻射電力測定時のスペクトル分析器②の設定は次のとおりとする。

中心周波数 受験機器の送信（受信）周波数の中心周波数（試験周波数）

掃引周波数幅 0 Hz

分解能帯域幅 1 MHz（注1）

ビデオ帯域幅 分解能帯域幅の3倍程度

Y軸スケール 10 dB/Div

掃引時間 測定精度が保証される最小時間

掃引モード 連続掃引

検波モード ポジティブピーク

注1：分解能帯域幅が 1 MHz の場合、パルス減感率（スペクトル分析器で測定した擬似レーダーパルスの信号レベルを真のレベルに換算する場合の補正值）は 0.5 dB とする。

(5) 受験機器送信停止確認時のスペクトル分析器①の設定は次のとおりとする。

中心周波数 受験機器の送信（受信）周波数の中心周波数（試験周波数）

掃引周波数幅 0 Hz

分解能帯域幅 1 MHz 程度

ビデオ帯域幅 分解能帯域幅と同程度

Y軸スケール 10 dB/Div

掃引時間 15 s 程度

掃引モード 連続掃引

検波モード ポジティブピーク

3 受験機器の状態

- (1) 試験周波数及び利用可能チャンネル確認（送信しようとしているチャンネルの占有周波数帯幅内におけるレーダーが送信する電波の有無について60s間の確認を行っている状態）又は、運用中チャンネル監視状態（レーダーが送信する電波の有無について、連続的に確認している状態）に設定して送信する。
- (2) 試験周波数は、無線設備が使用する周波数から無作為に選択する。
- (3) 受験機器の通信負荷条件は、誤り訂正及び制御信号を含めない信号伝送速度で、無線設備の最大伝送信号速度の50%となるように設定する。

4 測定操作手順

擬似レーダーパルスとして、2に示す各試験信号（固定パルスレーダー電波試験信号（固定パルス1、2））を用いて下記の手順で動的周波数選択機能の動作を確認する。

(1) 利用可能チャンネル確認

- (ア) 標準信号発生器の空中線と等価等方輻射電力の測定に用いる空中線（標準空中線；空中線の絶対利得が既知な空中線）の高さと方向を対向させる。
- (イ) レーダー信号発生器を標準信号発生器の外部パルス変調入力に接続して変調状態とし、スペクトル分析器②で充分観測が可能な出力に標準信号発生器を設定して、擬似レーダーパルス信号を空中線より送出する。
- (ウ) スペクトル分析器の設定を2(4)とし、標準空中線とスペクトル分析器②を用いて擬似レーダーパルス信号を受信し、パルス減感率等の値を補正して擬似レーダーパルス信号の等価等方輻射電力の値を算出する。
- (エ) (ウ) から受験機器の受信空中線で受信する等価等方輻射電力が規定入力レベルとなるように標準信号発生器の出力を調整する。
- (オ) 標準信号発生器の出力をオフの状態にする。
- (カ) (ア) と同一な離隔距離で、受験機器と外部試験装置の高さと方向を対向させて、規定の通信負荷条件で外部試験装置との通信を確立する。
- (キ) 受験機器を初期化して、利用可能チャンネル確認状態とし、電波が発射されていないことをスペクトル分析器又は、外部試験装置で確認する。
- (ク) 利用可能チャンネル確認時間である60s間のうち、無作為に選択された時間において標準信号発生器の出力をONの状態として、規定入力レベルの擬似レーダーパルスを受験機器に加える。
- (ケ) (オ) から(ク) の手順を4回繰り返し、擬似レーダーパルス検出の有無を記録する。

(2) 運用中チャンネル監視

- (ア) 標準信号発生器の出力を(1)(エ)と同様に調整する。
- (イ) 標準信号発生器の出力をオフの状態にする。
- (ウ) 受験機器を初期化して、運用中チャンネル監視状態とし、試験周波数で送信する。
- (エ) 規定の通信負荷条件で外部試験装置との通信を確立する。
- (オ) 標準信号発生器の出力をONの状態として、規定入力レベルとなる強度の擬似レーダーパルス信号を空中線より送出する。
- (カ) スペクトル分析器の設定を2(5)とし、擬似レーダーパルスが1回目に受験機器に入力された時の擬似レーダーパルス検出の有無をスペクトル分析器①を用いて確認する。
(擬似レーダーパルスを検出した場合は受験機器の送信を停止する。)

- (キ) (イ)から (カ) の手順を20回繰り返し、擬似レーダーパルス検出の有無を記録する。ただし、15回以上擬似レーダーパルスを検出した時点で測定を終了する。
- (ク) (キ) の手順において、擬似レーダーパルス検出回数が11回以上、14回以下の場合は、手順(ケ)に進む。
- (ケ) (イ)から (カ) の手順を更に20回繰り返して、擬似レーダーパルス検出の有無を記録し、手順(キ)の値を合算した擬似レーダーパルスの検出回数を求める。

5 結果の表示

(1) 利用可能チャンネル確認

- (ア) 測定操作手順 4 (1) (ケ)において受験機器が4回以上擬似レーダーパルスを検出した場合は「良」、3回以下の場合は「否」で表示する。
- (イ) 「利用可能チャンネル確認によりレーダー電波が検出された場合の送信停止時間(30分以上停止)」については書面で確認する。

(2) 運用中チャンネル監視

- (ア) 測定操作手順 4 (2) (キ)において受験機器が15回以上擬似レーダーパルスを検出した場合は「良」、10回以下の場合は「否」で表示する。
- (イ) 測定操作手順 4 (2) (ケ)を行った場合は、擬似レーダーパルスの検出回数の合算値が24回以上の場合は「良」、23回以下の場合は「否」で表示する。
- (ウ) 上記「良」、「否」にあわせて、固定パルス1、固定パルス2毎に検出回数と試験回数を表示する。
- (エ) 「親局から子局への制御機能」、「運用中チャンネル監視の機能及び送信停止時間(10s以内に停止)」及び「運用中チャンネル監視によりレーダー電波が検出された場合の送信停止時間(30分以上停止)」については書面で確認する。

6 その他の条件

- (1) レーダー電波試験信号は、レーダー信号発生器と標準信号発生器を用いることとしているが、レーダー電波試験信号が直接出力できる任意波形信号発生器等を用いても良い。
- (2) 2つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、5, 290 MHzを一方の周波数セグメントとして使用する場合のみ、キャリアセンス機能②の試験を適用する。
- (3) レーダー波送信期間中の平均電力とは、電波を発射しているパルス時間内の平均電力である。なお、標準信号発生器等の出力信号は極力オーバーシュートが無いように設定できる測定器を用いること。
- (4) 3 (3)において、160 MHz システムの通信負荷条件は、5. 3 GHz 帯の帯域における無線設備の最大伝送信号速度の50%とする。
- (5) 利用可能チャンネル確認
 - (ア) 受験機器が電波を発射していないことの確認はスペクトル分析器又は外部試験装置の他、受験機器の表示(表示のための治具も含む。)を確認する等の方法でも良い。
 - (イ) 受験機器の擬似レーダーパルス検出の有無の確認は受験機器の表示を確認する等スペクトル分析器を用いない方法でも良い。
 - (ウ) 受験機器を利用可能チャンネル確認状態とし、試験周波数に固定して送信する場合は、予め試験用治具等を用いて適切な方法で受験機器を試験可能な状態に設定する必要がある。なお、この場合の受験機器の状態は、実際の無線設備の運用状態とレーダーパルスの検出確率が異なるものであってはならない。

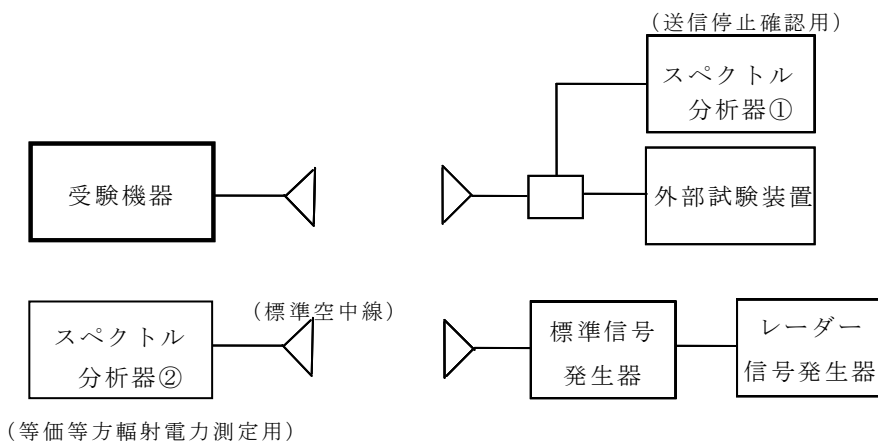
(6) 運用中チャンネル監視

- (ア) 測定操作手順 4 (2) (カ)において、繰り返し周期 15 s の擬似レーダーパルスを連続して 11 回以上検出しない場合は、結果の表示を「否」としても良い。
 - (イ) 受験機器の通信負荷は、受験時に使用されるコンテンツの種類によって変動するが、通信負荷を出来る限り受験機器の最大伝送信号速度の 50% に維持し、適切な方法を用いて通信負荷条件をモニタする必要がある。
 - (ウ) 受験機器が、送信する情報の種類により送信パケットの大きさが変動する IP パケット伝送に基づく送信を行う無線設備以外の方式の場合は、受験機器の通信負荷条件については擬似レーダーパルスの検出確率が最小となる条件で試験を行う。
 - (エ) 受験機器の擬似レーダーパルス検出の有無の確認は受験機器の表示を確認する等スペクトル分析器を用いない方法でも良い。
 - (オ) 受験機器を運用中チャンネル監視状態とし、試験周波数に固定して送信する場合は、予め試験用治具等を用いて適切な方法で受験機器を試験可能な状態に設定する必要がある。なお、この場合の受験機器の状態は、実際の無線設備の運用状態とレーダーパルスの検出確率が異なるものであってはならない。
 - (カ) スペクトル分析器を用いて擬似レーダーパルス信号を受信する際は、予めスペクトル分析器のパルス減感率を算出して測定した値を補正する必要がある。また、スペクトル分析器の許容されるダイナミックレンジにも充分注意して、擬似レーダーパルス信号が飽和しないようにスペクトル分析器を設定する必要がある。
- (7) 2 (5) において分解能帯域幅を 1 MHz 程度としているが、疑義がある場合は分解能帯域幅の設定を広くして確認する。
- (8) 2 (5) において、時間軸波形を直接表示する機能を有するスペクトル分析器を用いる場合は、解析帯域幅を 1 MHz 以上 (占有周波数帯幅許容値以上が望ましい。) として測定を行っても良い。

二十七 キャリアセンス機能③ (動的周波数選択 (DFS)) (アンテナ一体型)

(5. 6 GHz 帯)

1 測定系統図



2 測定器の条件等

- (1) 外部試験装置は、受験機器と回線接続が可能な装置である。
これの代用として、受験機器と通信可能な対向機を使用することができる。
- (2) レーダー信号発生器は下表の各試験信号に基づきパルス等を発生させ、標準信号発生器の外部パルス変調入力等に加え、擬似レーダーパルスが発生させる。

固定パルスレーダー電波試験信号

試験信号	パルス幅 (μs)	繰り返し周波数 (Hz)	連続するパルス数	繰り返し周期 (s)
固定パルス 1	0.5	720	18	15.0
固定パルス 2	1.0	700	18	15.0
固定パルス 3	2.0	250	18	15.0

可変パルスレーダー電波試験信号

試験信号	パルス幅 (μs)	繰り返し周波数 (Hz)	連続するパルス数	繰り返し周期 (s)
可変パルス 4	1 μs ~ 5 μs 内で 1 μs の整数倍を加えた幅	4, 347 Hz ~ 6, 667 Hz の任意の 1 周波数	23 ~ 29 の任意の 1 整数	15.0
可変パルス 5	6 μs ~ 10 μs 内で 1 μs の整数倍を加えた幅	2, 000 Hz ~ 5, 000 Hz の任意の 1 周波数	16 ~ 18 の任意の 1 整数	15.0
可変パルス 6	11 μs ~ 20 μs 内で 1 μs の整数倍を加えた幅	2, 000 Hz ~ 5, 000 Hz の任意の 1 周波数	12 ~ 16 の任意の 1 整数	15.0

注 1 : 表の各項について任意の 1 の組合せとする。

チャープレーダー電波試験信号

試験信号	パルス幅 (μs)	繰り返し周波数 (Hz)	連続するパルス数	繰り返し周期 (s)
チャープ 1	50 μs ~ 100 μs の内で 1 μs の整数倍を加えた幅	500 Hz ~ 1, 000 Hz の任意の 1 周波数	1 ~ 3 の任意の 1 整数	12.0

注 2 : バーストは、12 s 間に発射されるものとする。

注 3 : チャープ幅は 5 MHz ~ 20 MHz の内、1 MHz の整数倍を加えた周波数幅とする。

チャープ幅は、バースト毎に任意とし、同一バースト内のチャープ幅は等しいものとする。

注 4 : バースト数は、8 ~ 20 の任意の整数とし、バースト間隔は、12 s 間をバースト数で除した時間とする。

注 5 : 1 のバースト内で複数のパルスがある場合は、そのパルス幅は等しいものとし、その繰り返し周波数と当該パルスの次の 1 のパルスの繰り返し周波数との間で関連性を有してはならないものとする。

注 6 : 表の各項について任意の 1 の組合せとする。

周波数ホッピングレーダー電波試験信号

試験信号	パルス幅 (μs)	繰り返し周波数 (Hz)	1バースト内パルス数	繰り返し周期 (s)
ホッピング1	1.0	3,000	9	10.0

注7：ホッピング周波数は5,250MHz～5,724MHzまでの周波数の内、1MHzの整数倍を加えた周波数のうち任意の周波数とする。

注8：ホッピング間隔は3msとし、全てのホッピング間隔の合計は300msとする。

注9：バースト間隔は、3msとする。

(3) 標準信号発生器の設定は次のとおりとする。

搬送波周波数	受験機器の送信(受信)周波数の中心周波数(試験周波数)
変調	レーダー信号発生器の出力信号によってパルス変調する。
出力レベル	受験機器の受信空中線で受信する等価等方輻射電力(レーダー波送信期間中の平均電力;規定入力レベル)を次のとおり設定する。

(ア) 受験機器の最大等価等方輻射電力が200mW未満の場合
-62dBm

(受験機器の受信空中線で受信する等価等方輻射電力)

(イ) 受験機器の最大等価等方輻射電力が200mW以上の場合
-64dBm

(受験機器の受信空中線で受信する等価等方輻射電力)

(4) 擬似レーダーパルス信号の等価等方輻射電力測定時のスペクトル分析器②の設定は次のとおりとする。

中心周波数	受験機器の送信(受信)周波数の中心周波数(試験周波数)
掃引周波数幅	0Hz
分解能帯域幅	1MHz(注10)
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の3倍程度
Y軸スケール	10dB/Div
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク

注10：分解能帯域幅が1MHzの場合、パルス減感率(スペクトル分析器で測定した擬似レーダーパルスの信号レベルを真のレベルに換算する場合の補正值)は0.5dBとする。

(5) 受験機器送信停止確認時のスペクトル分析器①の設定は次のとおりとする。

固定パルス1、2、3、可変パルス4、5、6の場合

中心周波数	受験機器の送信(受信)周波数の中心周波数(試験周波数)
掃引周波数幅	0Hz
分解能帯域幅	1MHz程度

ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Y軸スケール	10 dB/Div
掃引時間	15 s 程度
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク

チャープ1、ホッピング1の場合

中心周波数	受験機器の送信（受信）周波数の中心周波数（試験周波数）
掃引周波数幅	占有周波数帯幅の許容値以上
分解能帯域幅	1 MHz 程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Y軸スケール	10 dB/Div
掃引時間	10 ms 程度
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク

3 受験機器の状態

- (1) 試験周波数及び利用可能チャンネル確認（送信しようとしているチャンネルの占有周波数帯幅内におけるレーダーが送信する電波の有無について60s間の確認を行っている状態）又は、運用中チャンネル監視状態（レーダーが送信する電波の有無について、連続的に確認している状態）に設定して送信する。
- (2) 試験周波数は、無線設備が使用する周波数から無作為に選択する。
- (3) 受験機器の通信負荷条件は、誤り訂正及び制御信号を含めない信号伝送速度で、無線設備の最大伝送信号速度の17%となるように設定する。

4 測定操作手順

擬似レーダーパルスとして、2に示す各試験信号（固定パルスレーダー電波試験信号（固定パルス1、3）、可変パルスレーダー電波試験信号（固定パルス2、可変パルス4、5、6）、チャープレーダー電波試験信号（チャープ1）、周波数ホッピングレーダー電波試験信号（ホッピング1））を用いて下記の手順で動的周波数選択機能の動作を確認する。

(1) 利用可能チャンネル確認

- ア 標準信号発生器の空中線と等価等方輻射電力の測定に用いる空中線（標準空中線；空中線の絶対利得が既知な空中線）の高さと方向を対向させる。
- イ レーダー信号発生器を標準信号発生器の外部パルス変調入力に接続して変調状態とし、スペクトル分析器②で充分観測が可能な出力に標準信号発生器を設定して、擬似レーダーパルス信号を空中線より送出する。
- ウ スペクトル分析器の設定を2(4)とし、標準空中線とスペクトル分析器②を用いて擬似レーダーパルス信号を受信し、パルス減感率等の値を補正して擬似レーダーパルス信号の等価等方輻射電力の値を算出する。
- エ ウ から受験機器の受信空中線で受信する等価等方輻射電力が規定入力レベルとなるように標準信号発生器の出力を調整する。
- オ 標準信号発生器の出力をオフの状態にする。
- カ ア と同一な離隔距離で、受験機器と外部試験装置の高さと方向を対向させて、規定の通信負荷条件で外部試験装置との通信を確立する。

キ 受験機器を初期化して、利用可能チャンネル確認状態とし、電波が発射されていないことをスペクトル分析器又は、外部試験装置で確認する。

ク 利用可能チャンネル確認時間である60s間のうち、無作為に選択された時間において標準信号発生器の出力をONの状態として、規定入力レベルの擬似レーダーパルスを受験機器に加える。

ケ オ から ク の手順を4回繰り返し、擬似レーダーパルス検出の有無を記録する。

(2) 運用中チャンネル監視

ア 標準信号発生器の出力を(1) エ と同様に調整する。

イ 標準信号発生器の出力をオフの状態にする。

ウ 受験機器を初期化して、運用中チャンネル監視状態とし、試験周波数で送信する。

エ 規定の通信負荷条件で外部試験装置との通信を確立する。

オ 標準信号発生器の出力をONの状態として、規定入力レベルとなる強度の擬似レーダーパルス信号を空中線より送出する。

カ スペクトル分析器の設定を2(5)とし、擬似レーダーパルスが1回目に受験機器に入力された時の擬似レーダーパルス検出の有無をスペクトル分析器①を用いて確認する。

(擬似レーダーパルスを検出した場合は受験機器の送信を停止する。)

固定パルス及び可変パルスレーダー電波試験信号

(固定パルス1、2、3及び可変パルス4、5、6)

キ 固定パルスレーダー電波試験信号として、固定パルス1、固定パルス2、固定パルス3及び、可変パルスレーダー電波試験信号として、可変パルス4、可変パルス5、可変パルス6の6種別の試験信号について、(ア)から(ウ)の手順で検出回数を求める。

(ア) イ から カ の手順を20回繰り返し、擬似レーダーパルス検出の有無を記録する。ただし、18回以上擬似レーダーパルスを検出した時点で測定を終了する。

(イ) (ア)の手順において、擬似レーダーパルス検出回数が11回以上、14回以下の場合は、手順 ク に進む。15回以上、17回以下の場合は、手順(ウ)に進む。

(ウ) イ から カ の手順を更に20回繰り返して、擬似レーダーパルス検出の有無を記録し、手順(ア)の値を合算した擬似レーダーパルスの検出回数を求める。

ク 種別毎に80%の検出確率に達しなかった場合の平均値を求める。

(ア) キ(ア)において、擬似レーダーパルス検出回数が11回以上、14回以下の場合は、キ(ウ)と同様に イ から カ の手順を更に20回繰り返して、擬似レーダーパルス検出の有無を記録し、手順キ(ア)の値を合算した擬似レーダーパルスの検出回数を求める。

(イ) 固定パルス1、固定パルス2、固定パルス3、可変パルス4、可変パルス5、可変パルス6の6種別の試験信号について検出回数の合計と試験回数の合計を求める。

チャープレーダー電波試験信号(チャープ1)

ケ チャープレーダー電波試験信号としては、チャープ1の試験信号について、(ア)から(ウ)の手順で検出回数を求める。

- (ア) イ から カ の手順を20回繰り返し、擬似レーダーパルス検出の有無を記録する。ただし、18回以上擬似レーダーパルスを検出した時点で測定を終了する。
- (イ) (ア) の手順において、擬似レーダーパルス検出回数が15回以上、17回以下の場合は、手順(ウ)に進む。
- (ウ) イ から カ の手順を更に20回繰り返して、擬似レーダーパルス検出の有無を記録し、手順(ア)の値を合算した擬似レーダーパルスの検出回数を求める。

周波数ホッピングレーダー電波試験信号(ホッピング1)

コ 周波数ホッピングレーダー電波試験信号としては、ホッピング1の試験信号について、(ア)から(ウ)の手順で検出回数を求める。

- (ア) イ から カ の手順を20回繰り返し、擬似レーダーパルス検出の有無を記録する。ただし、16回以上擬似レーダーパルスを検出した時点で測定を終了する。
- (イ) (ア) の手順において、擬似レーダーパルス検出回数が13回以上、15回以下の場合は、手順(ウ)に進む。
- (ウ) イ から カ の手順を更に20回繰り返して、擬似レーダーパルス検出の有無を記録し、手順(ア)の値を合算した擬似レーダーパルスの検出回数を求める。

5 結果の表示

(1) 利用可能チャンネル確認

- (ア) 測定操作手順4(1)ケにおいて受験機器が4回以上擬似レーダーパルスを検出した場合は「良」、3回以下の場合は「否」で表示する。
- (イ) 「利用可能チャンネル確認によりレーダー電波が検出された場合の送信停止時間(30分以上停止)」については書面で確認する。

(2) 運用中チャンネル監視

固定パルス及び可変パルスレーダー電波試験信号

(固定パルス1、2、3及び可変パルス4、5、6)

- (ア) 測定操作手順4(2)キ(ア)において固定パルス1、固定パルス2、固定パルス3、可変パルス4、可変パルス5、可変パルス6の6種別について受験機器が18回以上擬似レーダーパルスを検出した場合は「良」、10回以下の場合は「否」で表示する。
- (イ) 測定操作手順4(2)キ(ウ)を行った場合は、擬似レーダーパルスの検出回数の合算値が32回以上の場合は「良」、23回以下の場合は「否」で表示する。
- (ウ) 測定操作手順4(2)クを行った場合は、固定パルス1、固定パルス2、固定パルス3、可変パルス4、可変パルス5、可変パルス6毎に、擬似レーダーパルスの検出回数と試験回数からそれぞれの検出確率を求める。次に検出確率の平均が80%以上の場合は「良」、80%未満の場合は「否」で表示する。
- (エ) 上記「良」、「否」にあわせて、固定パルス1、固定パルス2、固定パルス3、可変パルス4、可変パルス5、可変パルス6の6種別毎に検出回数と試験回数を表示する。

チャープレーダー電波試験信号(チャープ1)

- (ア) 測定操作手順4(2)ケ(ア)において受験機器が18回以上擬似レーダーパルスを検出した場合は「良」、14回以下の場合は「否」で表示する。

- (イ) 測定操作手順 4 (2) ケ (ウ) を行った場合は、擬似レーダーパルスの検出回数の合算値が 3 2 回以上の場合は「良」、3 1 回以下の場合は「否」で表示する。
- (ウ) 上記「良」、「否」にあわせて、検出回数と試験回数を表示する。

周波数ホッピングレーダー電波試験信号 (ホッピング 1)

- (ア) 測定操作手順 4 (2) コ (ア) において受験機器が 1 6 回以上擬似レーダーパルスを検出した場合は「良」、1 2 回以下の場合は「否」で表示する。
- (イ) 測定操作手順 4 (2) コ (ウ) を行った場合は、擬似レーダーパルスの検出回数の合算値が 2 8 回以上の場合は「良」、2 7 回以下の場合は「否」で表示する。
- (ウ) 上記「良」、「否」にあわせて、検出回数と試験回数を表示する。

(3) 運用中チャンネル監視の制御

「親局から子局への制御機能」、「運用中チャンネル監視の機能及び送信停止時間 (1 0 s 以内に停止)」及び「運用中チャンネル監視によりレーダー電波が検出された場合の送信停止時間 (3 0 分以上停止)」については書面で確認する。

6 その他の条件

- (1) レーダー電波試験信号は、レーダー信号発生器と標準信号発生器を用いることとしているが、レーダー電波試験信号が直接出力できる任意波形信号発生器等を用いても良い。
- (2) 2 つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備 (一方の周波数セグメントとして 5, 5 3 0 MHz 又は 5, 6 1 0 MHz を使用するもの) の場合は、キャリアセンス機能③の試験を適用する。
- (3) レーダー波送信期間中の平均電力とは、電波を発射しているパルス時間内の平均電力である。なお、標準信号発生器等の出力信号は極力オーバーシュートが無いように設定できる測定器を用いること。
- (4) 3 (3) において、5. 2 GHz 帯、5. 3 GHz 帯及び 5. 6 GHz 帯を用いる無線設備であって 1 6 0 MHz システムの通信負荷条件は、5. 6 GHz 帯の帯域における無線設備の最大伝送信号速度の 1 7 % とする。
- (5) 利用可能チャンネル確認
 - (ア) 受験機器が電波を発射していないことの確認はスペクトル分析器又は外部試験装置の他、受験機器の表示 (表示のための治具も含む。) を確認する等の方法でも良い。
 - (イ) 受験機器の擬似レーダーパルス検出の有無の確認は受験機器の表示を確認する等スペクトル分析器を用いない方法でも良い。
 - (ウ) 受験機器を利用可能チャンネル確認状態とし、試験周波数に固定して送信する場合は、予め試験用治具等を用いて適切な方法で受験機器を試験可能な状態に設定する必要がある。なお、この場合の受験機器の状態は、実際の無線設備の運用状態とレーダーパルスの検出確率が異なるものであってはならない。
 - (エ) 固定パルス 1 及び固定パルス 2 については、いずれか一方の試験を省略することができる。ただし、受験機器のレーダー波検出サンプリング間隔が 0. 5 μ s を超える場合は、固定パルス 1 の試験を行うこと。
 - (オ) 可変パルス 5 及び可変パルス 6 については、いずれか一方の試験を省略することができる。
- (6) 運用中チャンネル監視

- (ア) 受験機器の通信負荷は、受験時に使用されるコンテンツの種類によって変動するが、通信負荷を出来る限り受験機器の最大伝送信号速度の17%に維持し、適切な方法を用いて通信負荷条件をモニタする必要がある。
 - (イ) 受験機器が、送信する情報の種類により送信パケットの大きさが変動するIPパケット伝送に基づく送信を行う無線設備以外の方式の場合は、受験機器の通信負荷条件については擬似レーダーパルスの検出確率が最小となる条件で試験を行う。
 - (ウ) 受験機器の擬似レーダーパルス検出の有無の確認は受験機器の表示を確認する等スペクトル分析器を用いない方法でも良い。
 - (エ) 受験機器を運用中チャンネル監視状態とし、試験周波数に固定して送信する場合は、予め試験用治具等を用いて適切な方法で受験機器を試験可能な状態に設定する必要がある。なお、この場合の受験機器の状態は、実際の無線設備の運用状態とレーダーパルスの検出確率が異なるものであってはならない。
 - (オ) 固定パルス及び可変パルスレーダー電波試験信号（固定パルス1、2、3及び可変パルス4、5、6）の場合、測定操作手順4（2）カにおいて、繰り返し周期1.5sの擬似レーダーパルスを連続して11回以上検出しない場合は、結果の表示を「否」としても良い。
 - (カ) チャープレーダー電波試験信号（チャープ1）の場合、測定操作手順4（2）カにおいて、繰り返し周期1.2sの擬似レーダーパルスを連続して15回以上検出しない場合は、結果の表示を「否」としても良い。
 - (キ) 周波数ホッピングレーダー電波試験信号（ホッピング1）の場合、測定操作手順4（2）カにおいて、繰り返し周期1.0sの擬似レーダーパルスを連続して13回以上検出しない場合は、結果の表示を「否」としても良い。
 - (ク) 固定パルス1及び固定パルス2については、いずれか一方の試験を省略することができる。ただし、受験機器のレーダー波検出サンプリング間隔が $0.5\mu s$ を超える場合は、固定パルス1の試験を行うこと。
 - (ケ) 可変パルス5及び可変パルス6については、いずれか一方の試験を省略することができる。
 - (コ) 4（2）ク（イ）の検出回数の合計及び試験回数の合計は、固定パルス1又は固定パルス2、固定パルス3、可変パルス4及び可変パルス5又は可変パルス6の場合の合計とする。
- (7) 2（5）において分解能帯域幅を1MHz程度としているが、疑義がある場合は分解能帯域幅の設定を広くして確認する。
- (8) 2（5）の「固定パルス1、2、3」及び「可変パルス4、5、6」の場合において、時間軸波形を直接表示する機能を有するスペクトル分析器を用いる場合は、解析帯域幅を1MHz以上（占有周波数帯幅許容値以上が望ましい。）として測定を行っても良い。